

第六十三回国会 商工委員会 議 録 第二十九号

昭和四十五年五月十二日(火曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長代理理事 橋口 隆君

理事 浦野 幸男君 理事 嶋田 宗一君

理事 武藤 嘉文君 理事 中村 重光君

理事 岡本 富夫君 理事 塚本 三郎君

石井 一君 遠藤 三郎君

小川 平二君 大橋 武夫君

神田 博君 北澤 直吉君

左藤 恵君 坂本 三十三次君

始関 伊平君 進藤 一馬君

田中 六助君 藤尾 正行君

山田 久就君 石川 次夫君

岡田 利春君 中井 徳次郎君

中谷 鉄也君 松平 忠久君

横山 利秋君 近江 巳記夫君

多田 時子君 松尾 信人君

川端 文夫君 吉田 泰造君

出席國務大臣

通商産業大臣 宮澤 喜一君

國務大臣 佐藤 一郎君

(經濟企画庁長官) 佐藤 一郎君

出席政府委員

通商産業省貿易 後藤 正記君

振興局長 赤澤 璋一君

通商産業省重工業局長 小斎 弘君

部長 小斎 弘君

中小企業庁指導 幸雄君

商工委員会調査 幸雄君

委員長 幸雄君

委員の異動

五月十二日

第一類第九号

商工委員会議録第二十九号

昭和四十五年五月十二日

辞任

谷垣 專一君

原 茂君

塚本 三郎君

同日

辞任

大橋 武夫君

佐々木良作君

補欠選任

谷垣 專一君

塚本 三郎君

五月八日

情報処理基本法案(塩出啓典君外一名提出、参

法第一六号(予)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

輸出中小企業製品統一商標法案(内閣提出第五

三号)(参議院送付)

○橋口委員長代理 これより会議を開きます。

本日は、委員長所用のため、指名により私が委

員長の職務を行ないます。

輸出中小企業製品統一商標法案を議題といたし

ます。

質疑の申し出があります。順次これを許しま

す。石川次夫君。

○石川委員 私はこの統一商標に関する法律に対

して質問するわけでありますけれども、実は、前々

から日本の平価切り上げが相当話題にのぼって

るわけでありまして、経済企画庁長官あるいは通

産大臣、大蔵大臣の集まったところで、顔の合っ

たところで一回質問したい、こう思っておったわ

けでありますけれども、予算委員会から引き続き

どうもその機会がなかったわけでございます。今

度の法案も、いわば輸出関係の中小企業を育成助

長するという関係で出ている法案でありますの

で、その関連でこの平価切り上げの問題をほとん

とにやるとすれば、一時間、二時間でもとも議論

の尽くされる問題じゃございません。しかもきよ

うは、長官並びに大臣の時間の関係で私の質問時

間は三十分ということでありまして、ほんとう

に要点だけの質問で、またあとの機会に譲らな

ければならぬことは非常に残念でございます。

そこで、最初にお伺いをしたのであります

が、弱中小企業が輸出関係でもってこれから相

当いような点で痛手をこうむるのではないかと。そ

れは一つは、後進国のキャッチアップという問題

があるし、それから特惠関税の問題が具体化しよ

うとしておる。かてて加えて、残存輸入制限を撤

廃をしなければならぬ、自由化をしなければなら

ぬという問題がある。そこに加えて平価切り上げ

ということになりますと、弱中小企業という

のは一体これに対応できる力があるのかどうかと

いう問題が、これは日本人全部の非常な関心の的

ではないかと思うのでございます。経済企画庁長

官、それについて、時間がございませぬから、簡

単に、結論的に答弁をいただければけっこう

でございます。

○佐藤(一)國務大臣 いまのお話は、円の切り上

げを前提にしての御質問のようでありましたが、

もちろんわれわれ円の切り上げを目下考えている

わけではございません。確かに情勢はきびしいも

のが予想されます。しかし率直に言いますと、日

本の中小企業も特に対外関係においては相当の力

をつけてきていますと私は思っております。そうい

う意味で、そうしたきびしい環境の中でさらに今

後も輸出を伸ばしていく、そういう地力を十分

持つておる際でございます。もちろん、その環境

がきびしくなればなるだけ、われわれとしても、

いわゆる中小企業対策というものにさらに力を入

れていかなければなりません。いずれにしても今

日の事態において、特に国際関係において、中小

企業だけが特別な急激な不利な条件が出現す

るという問題ではない、したがってわれわれとし

ても常時これについては怠らざる対策を進めてま

いる、これ以外にはないと思っております。

○石川委員 それでは、いわゆる平価の問題につ

いては、購買力平価説、能率賃金平価説、いろいろ

な説があるわけでありまして、一体円が

強いのだろうか、弱いのだろうかということにつ

いて、われわれも確信の持った見通しが立てられ

ないわけでございます。購買力平価説によれば、

大体、総合物価では一ドル二百五十円から三百

五十円ということではなからうかという見通しが立

つし、能率賃金平価説によれば、三百円から三百

六十円というような大ざっぱな見通しが立って

るわけでありまして、何といたしまして、

円が非常な過保護の状態の中にあつて今日の平価

というものが維持されておる、こう思われる部面

が多々あるわけでありまして、そうなりますと、円

がはたして強いのか弱いのか、これも簡単にひと

つお考えを述べていただきたいと思います。

○佐藤(一)國務大臣 これはいまお話のありまし

たように、いろいろな計算がございまして、まあそ

れぞれの角度から行なわれていることとございま

して、それらの計算を通じて、強いとか弱いとい

う結論は出ないと私は思います。今日の事態に

おいて、日本のいわゆる競争力というものが強く

なつておる、これは合理化に次ぐ合理化をやつ

てまいった日本の産業のいわば力でございます。

そういう意味において、日本の経済成長力がここ

にあらわれておるという、この意味において強い

ということはあると思ひますけれども、いま御

指摘になったように、いろいろな計算もある際

でございますし、そうした計算から、直ちに円が特

別に強いのだというところまでは言えない。特に御指摘のように、相当の保護を与えられておるといふ前提でございまして、そうしたものを一体どの程度計算に入れるか、なかなかむずかしい問題であらうと思います。

○石川委員 どうも時間がなくて、突っ込んで議論ができないのは非常に残念なことでございます。残存輸入制限の撤廃の必要性ということは、前からいわれておるのです。そこで、昭和三十八年の二月に二百七十七品目が百二十品目にまでなった。四十六年末には、それからさらに五十五品目を差し引いて六十五品目にするのだ、こういう見通しが一応立てられておる様に聞いておるわけでございますけれども、たとえば自動車なんかも相当な問題があったわけでありまして、これは踏み切るといたしまして、今般問題になりまして電子計算機というふうな問題になりますと、なかなかこれはおそれと輸入の自由化はできないであらうというふうなこともあるわけですね。そういう点で、残存輸入制限の品目を減らしていくという点についての見通し——これはしかし、至上命令としてどうしても自由化をしなければ、いろんな外圧がかかってくるであらうという懸念もあるわけなんです、これについて通産大臣、これは断固としてやらなければいかぬというふうにお考えになっておるのかどうか。さらに、この問題はいろいろまた検討を加える余地が多いんだというふうにお考えになっておるのか。それも結論的でございまして。

○宮澤国務大臣 私といたしましては、現在ある九十八品目のうち、すでに自由化をすることを決定しているものにつきましては、できるだけ早くそれを了したいと思っております。なお、それと並行いたしまして、まだ自由化の候補になっていないその他の六十品目、この中から自由化の候補者を早く選びたいと考えています。残りしましたものがハードコアになるわけでございますが、これは数から申しますと、やはり農林省所管の物資が多いであらう。通産省所管につきましても、ただい

まお話しの中型、大型の電子計算機、あるいはその他一部マイングでありますとか皮革、多少そういうものが残ることがあろうかと思っておりますが、大まかに申しますと、通産のほうでできるものはできるだけやってまいりたい。農林もさようでございますが、最後に残りますいわれるハードコアの中に、数としては農林のものが若干残るのではないであらうか。つまり、もう一度申し上げまして、すでに自由化を決定いたしました品目につきましては、できるだけ早い機会にこれを全部やり切つてしまふ。それから残りました六十品目については、早く自由化の候補者の中から選定をする、こういうことでもいきたいと思つておるわけでございます。

○石川委員 それで、この円の切り上げをするかしないかという質問をしてみたところで、するといふことはもちろん言えないでしょうし、また、するといふ結論はなかなかこれは困難だろうと思つておるわけで、その点については質問はいたしませんけれども、これは仮定の問題で恐縮であります。もしこれが五割あるいは一〇%のいろんな考え方があつたわけでございますけれども、一番この影響を受ける輸出産業というのはいくつと何だというふうに一応お考えになっておりますか。これは通産大臣のほうで適任かと思うのでありますけれども……

○宮澤国務大臣 それは私も、円の切り上げといふことを本格的に考えたことがございせんので、ただいまの場合お答えを申し上げることはできません。

○石川委員 まあ、そういうふうには答えないと政治的にはまずいといふことで、おそろくお考えになつておるだらうとは思つておりますけれども、造船あるいは合成繊維、化学肥料、雑貨、産業機械というふうなもの、あるいは弱質関係もかなり影響があるのじゃないか、こう思つておられますけれども、その中で統一ブランドの中に出てくる問題といたしましては、雑貨品の関係、労働集約でありまして賃金の引き下げる余地がほと

んどない、あるいは省力——その産業に機械に置きかえるというふうな余地もほとんどないといふようなものは、特に大きな影響を受けるのではないであらうかというふうな私個人としては考えておるわけでありまして、造船なんかは、一応これをやりまして、一〇%切り上げをされても九十億円の損をするといふようなことで、五割やっただけでも十社の利益の大体二年半分くらいは飛んでしまふといふようなことがあるように、たいへん大きな影響がありそうに思つておるわけでも、これはつづきに調べてみますと、平価の変更に伴つて、必ずスライド条項というものを適用するといふようなことがあるようにありますから、私は大企業のものについては、世の中でいわれているほどの影響はそれほどない——もちろんないとは言えませんが、むしろ問題は、中小企業の弱小と言へるかどうかかわかりませんが、そういう輸出産業が特に影響を強く受けるのじゃないか、こういう心配をいたしております。

まあ言つてみれば、私はシミュレーションをいろいろ見せてもらったのでありますけれども、これによるところの、平価切り上げをしたほうがいいんだというふうな数字が、あちこちに散見されるわけなんです。そこで私は、非常にふしぎというよりは、どうもわからないと思つておる、この輸出関係の価格は、切り上げをやりまして、下降はするけれども価格弾性というものはゼロだといふような見通しで、ここに非常に問題があるといふことがあるから輸入はふえないのだ、そうやって輸入はふえないのだ。といふことは、せつかく平価切り上げによつてもたらされるであらう国内の価格、物価の引き下げというものに役立たないであらうという逆の結果が、これから出てくるのではないであらうか。こういう点で私は、初めはシミュレーションを見ていたうちは、平価切り上げといふものは結論的にはやっぱりやるべきではないかといふ考え方が、だんだん具体的な政策に移りかへていった場合に、簡単にこれは平価切り上げといふことにはなり得ないといふような考え方

に傾きつつあるわけです。私個人としては結論は出ておりません。したがって、この問題につきましては、これからいろいろの機会でもって、よく国会の場でも討論をしなければならぬ重要な課題になるのではないかと思つておるわけでありまして、平価切り上げを肯定する側におきましても、この円の切り上げと輸入・資本の自由化とは二者択一ではないわけであらう。前提としては、輸入の自由化、資本の自由化というものが伴わなければ、総合的な意味での円貨切り上げによるところの効果といふものは期待はできないといふことにならざるを得ないのではないかと。そういうことと、あるいは政治的な圧力でもって、これに屈服をした形での平価切り上げなどというものは絶対にやるべきではない。総合的な長期計画のもとに、日本独自の展望の中で、経済的な原因に準拠した形でもって、平価切り上げといふものは、やるとしてもしなければいけない性質のものではないんだらうかというふうな考えをもち、また、世界景気が大きく後退でもない限りは、ことしの末か今年度の末あたりには、かなり具体的な方となつて平価切り上げを迫られるといふことになつてくるのではないかと。いふことをあわせて、私は一方では懸念をしておるわけでありまして。

そういう点で、外貨準備といふものはほとんど積み増しになるんだといふようなことが一般的に流布されておりますけれども、最近の貿易の伸びというものは、若干、どうも当初に予定されたほどではなさそうな傾向を感ずるわけです。しかしながら、四十五年度の大体的見通しが経済企画庁から閣議決定として出されておりますけれども、それを見ますと、いろいろこまかい内訳について意見はありますが、総合収支としては、十億七千万ドル、これが結局プラスになるんだといふことになつておるわけでございます。ところが、銀行あたりの調査によりますと、去年のうちに、あまり外貨が積み増しになつたのは困るということ、これは、外国為替銀行のいわゆる円シフトという

ものがあるし、世界銀行への貸し付けもあるし、それから参加債務証書の引き受けもあるし、それからガリオア、エロアの返済を急いだ、それから世銀の貸し付けというものも増したというふうなことの総計が大体十三億ドルから十五億ドルくらいではないか、こういわれておられるわけです。そうなりますと、現在は大抵三十九億ドルをこしておると思うので、そういうふうな外貨減らしの特別な対策がなければ、現時点ですでに五十億ドルになつておるということになるわけです。しかも今度は、それ以上に外貨減らしの政策というものは、そう余地が多くはないんじゃないか。短期の円シフトなどでは、とうていそういうふうな大規模な外貨減らしという事は考えられませんが、総合収支の十億七千万ドルというものは少し少な過ぎるのではないかと気がしてならないのです。そうしなければ、いやおうなしに外貨減らしの方策ができないということになって加えて考えますと、五十億ドルを優に突破するという時期はそう遠い将来ではなくて、今年じゅうにきてしまふんじゃないかというふうな気がしてならないのでありますけれども、その辺の見通しについては、通産大臣及び経済企画庁長官、どういふふうにお見通しになっておりますか、伺いたいと思います。

○佐藤(一)国務大臣 確かに今後、外貨のいわゆる積み増しは行なわれていくことは事実でございます。しかし、現在の状況ですと、いま石川さん御指摘になりましたように、輸出も、特にアメリカに対するものなんかは、昨年から比べまして、昨年の相当高い増加率が一〇〇台というふうな、だいぶ落ちついてきています。輸出総体でも二割台になっておるのに対して輸入は三割台というふうな状況であります。そういうことで、まあわれわれの見通しとちよいどいい感じのところについていると思います。しかしこれは、年度が始まったばかりでありますから、先行きはもうろんわかりません。海外の情勢、特にアメリカの景気の動向等によって、われわれもなお今後注目しなければならぬ点がたくさんあるわけです。それからまた、長期資本の収支見通し、これは非常にむずかしいと思います。四十四年度は、ともかくも、いわゆる外人の株式を中心とする投資でもって十億近いものが入ってきておったのですが、御存じのよう最近の国際証券市場の状況でございます。こういうふうなこともあって、本年のいわゆる長期収支の見通しがどうなるか、これも率直に言つてなかなかむずかしい見通しでありまして。そういうふうなことで、私たちは、いまのやうな情勢いろいろ勘案して、十億ドルの総合収支の黒というのはいま下いところじゃないかと思つておりますが、なお、いま申ししたやうないろいろの今後の条件の変動ということを入れてみると、よほど控え目に考えても差しつかへはない。ある程度のブローアンスを見てこればともと考えて性格のものでございます。

そこで、外貨の問題でありますけれども、まあ御指摘のやうに、かりに外貨というものが多少ふえることがございまして、もちろん今日までの日本の外貨事情そのものは、国際的に見て決して高い事情のものではないと思つて、外貨準備そのものも、国際的に見て決して特別日本だけが十分に手厚くなつてゐるというわけでもないと思つて、特に最近のやうないわゆる貿易規模の拡大ということを考えてみますと、今日の日本の外貨準備が非常にぜいたくであると思つて、日本はそれからまた、金融的な面から見ますと、日本は外為特別会計に全部引き揚げてきております。実際は、民間における外貨手持ちというものは、決して諸外国のやうに十分ではないと思つて、そういう意味で、今後そういう点にも少し気を配つていかなければならぬ。そういうふうなことを考えてみますと、この外貨情勢というものが今後多少好転するといつてもいいけれども、外貨準備がすぐそれでもつてふえるともいふ切れない点もあると思つて、いすれにしましても、いろいろな政策の運営等もございまして、すぐに五十億ドルを突破するということも、私は言ひ切れない点が非常にあらうと思つております。

○石川委員 私、五十億ドルに今年末くらいにはなるだろうという予想が達成できるかどうかというのを、最近ちょっと気にし始めてゐると思つて、最近のやうな、ロンドンの「エコノミスト」なんかによりますと、日本の外貨準備高は一九七〇年の中ごろでは百二十億ドルだ、こういうふうな見通しを持つてゐるわけなんです。したがつて、平価切り上げというものは必然性を持つてゐるものだというふうな見通しを、海外では強く持つておるというのが突如ではないかと思つて、このことの当否は別として、当面、平価切り上げという問題は相当慎重に扱わなければならぬ問題であると思つて、黒字国と赤字国の生産性格差という問題と、それから、世界的インフレの各国における進行の速度というものの格差が相当あるわけなんです、前者のほうの生産性の格差というものは別として、世界的インフレの各国における進行の速度の格差というふうなものは、結局赤字国自体の意図によるところが非常に多い。それを、何か自分たちの意図の責任を日本の平価切り上げのほうに転嫁してくるという考え方は、われわれの側としてはなかなか納得のしがい問題がたくさんあると思つて、それとあと一つは、日本の社会資本というものは、ヨーロッパに比べれば現在のところまだまだ非常に低いわけですね。最近やうな社会投資というふうなものもスピードを速めてきたけれども、長年にわたるところの積み重ねというものは、比較にならぬほど日本は脆弱だ。たとえば住宅にしても、道路にしても、港湾にしても、下水道にしても、公害防止その他の問題にしても、これは比較にならぬ。こういうふうな差が日本の現状としてはまだまだ強く残つておる。それから労働力不足で、賃金上昇に備えて省力設備をやることのできない、あるいは老朽化施設の更新を何とかしなければならぬという必要性を感じておる、特に中小企業の貿易業者、労働集約業というふうなものへの影響というものは、きつめて甚大であるとい

うことも考えなければならぬというやうなこともあるし、それから、景気を安定するためには、大体一五%か二〇%——これは大ざっぱな見方でありませうけれども、そのくらい企業の操業余力というものがあつて初めて景気が安定したということになるのだらうと思つて、ありますけれども、日本の現状は、ほとんど操業一〇〇%というものが前提となつて安定というものが保たれておるというのを考えますと、ほんとうの景気の安定であるのかどうかという点については、多くの疑問がまだ残されてゐるのではないだらうか。

そういう点をいろいろ考えますと、私は、輸入弾性がゼロということについて、政策的な流通機構の改革というふうなものも含めて対策が考えられ、それから輸入残存制限品目というものが自由化をするということが円滑に行なわれるというやうなことがなしに、平価切り上げだけで、何かこの問題を外国からの圧力によって解決をしていく、これが直ちに物価の値下がりというものに結びつくかどうかという点についても、前提条件としての残された問題が多過ぎるというやうなことを考えると、おいてそれと平価切り上げに應ずることは不可能ではないかというやうな気がするわけなんです、そういう点をよほど——まあ考えたことのないとおっしゃるけれども、しかし外国では、もう平価切り上げ必至ではないかという世論もかなり強いという実態を考へて、これらの対応策というものを相対考へていかなければならぬ。

この間大蔵大臣が、一年間の輸入に対して五割までは外貨準備があつてもいいのだということをおっしゃつておられますけれども、これだけでは弁駁の論拠にはならないのじゃないかと思つて、しかし私は、結論的にいって、平価切り上げができて、それがほんとうに長期的展望に立つて日本価格の引き下げにも役に立つというやうなことが実現する見通しがつくならば、これは敢然として平価切り上げをやつたらいいのではないか、こう思ふのだけれども、なかなかそこまでの結論は私個人は出ておりません。しかし、この問題は相

当眞剣に、深刻に対応していかから考えていっていただかなければ困る問題である。

それらのこまかい問題でたいへん恐縮ですが、通産大臣に伺いたいです。

三井物産あたりは、三月には五億円、為替変動準備金の積み立てをやっておりますね。それから、三菱あたりはそういうことをやっておりますが、丸紅あたりは、そんな為替変動準備金を積み立ててみたところで、これは税金の対象になるわけだから、したがって、税金をかけてまでそんな積み立て金は必要ないのだという考え方になっておまして、商社の関係といたしましては、この為替変動準備金というものは、輸出促進あるいは平価切り上げに備えるというような意味で課税の対象にしないでもらいたいという要望が出ておるやに聞いておるわけです。これは私も、そういうことが可能ならばそうすることも一つの方法だと思っておりますが、まあこれは大蔵大臣の所管だと思ひますが、通産大臣としては、それを現在どうお考えになっておりますか、ちょっと伺いた

い。

○宮澤國務大臣 商社にいたしまして、あるいは先ほど造船業界のお話もございましたが、理想的に言えば、やはり為替あるいは注文というものは、スクエアで持つのが私は本来だと思つたのでございませう。商社にはそれが程度でございますけれども、たとえば造船会社などというものは、外国から金を外貨で、たとえばドルで借りるというようになことは、実際上はできない。できればそこまでするべきで、いまのような心配はあまりしないで済むわけでございます。まあ民間に外貨を保有させる、あるいは外国からの借入れをもう少しゆるめるというようなことは考えられますが、しかし後者の問題をやりますと、逆に外貨準備がふえるという関係になりますから、なかなかそれはすぐにはできない。

変動準備金でございますけれども、これはいろいろむずかしい問題があると思ひます。つまり国が為替レートを法定しておいて、そうして集中決

済をしておる。そういう場合に、為替の変動に対してかき——これは一種の単に学問上の問題としてお聞きいただきたいと思うのでありますけれども、国が何かの責任を負うのか負わないのかという問題は、学問上の問題としてはあるであらうと思ひます。あらうと思ひますけれども、しかし現実には、そういう変動準備金というふうなものに対して、国が税法その他で保護を与えるべきかどうかということになりますと、やはり私は問題ではないか、私としては、実は消極的に考えたいと思つておる問題でございます。

○石川委員 時間がなくて、統一ブランドの質問がほとんどできないのですが、結論的に言いますと、マルクなんかは切り上げをやりましたけれども、マルクの場合には風雪に耐えて相当の力を持つておると私は思ふのです。GNPだけで国の力というものはそうはかゝるものではない。マルクの場合にはほとんどマルク建てで貿易ができる。日本の場合には、円建てにする比率というものはほとんどないだらうと思ひます。それだけ円というものは弱いし、円建てにすればとんに貿易が減つてしまふというふうな現実からいって、まだまだドイツ並みに平価切り上げが考えられる時点にきていないのではなからうか、こういうふうな最近の心境でありますけれども、いずれにいたしましても、海外のいろんなニュースを見ますと、円の切り上げという問題がちらほらと聞こえてくることも相当の現実性を持つてきている問題でありますだけに、よほど慎重にいまから対策を考えてもらいたい。この問題については、まだこまかい点についてたくさん聞きたいことがあるので、中途はんばになりましたが、この程度にしておきたいと思ひます。企画庁長官十一時までというのでしたが、おそくなって失礼しました。

それから統一ブランドの問題で四点ばかり用意したのでありますけれども、一点だけお伺いします。通産省から出ております「軽工業品輸出の現

状」というところで、「近年わが国の輸出に占める軽工業品の比重は年々低下しつつあり、昭和四十年には総輸出額の一九％であつたものが昭和四十三年には一五％にまで落ちてゐる。」というふうに書いてあるのですけれども、通商白書によりますと、四十三年度は三十五億ドル、四十四年度は四十一億ドルで、総輸出額のおよそ三〇％を占めてゐる、こうなつておられます。そのうち中小企業の生産加工にかかるとの輸出額は、昭和四十三年は二十七億ドルで、昭和四十三年一月から九月までが二十二億ドルであつた。四十三年度に

ついてみれば軽工業品輸出の七七％を占めてゐるというふうな、だいたひ数字が違ふのですよ、この両方が。こういう数字の統計はきちつとしたものでないと思ふのでありますけれども、どうも両方照らし合せて見ると、食い違ひがだいぶありやうな感じがします。一体これはどうしてこういう間違ひが出たのか。間違ひといひますが、私のほうの誤解かもしれないが、貿易振興局長のほうに伺いたしたいと思います。

○後藤政府委員 私のほうからお答えいたします。実は軽工業品という範疇が必ずしも確定したものでございませんで、したがって、その品目のとり方によつてさういふ食い違ひが出てくるかと存じます。普通軽工業品と考えておりますのは、主として繊維関係の製品と雑貨関係でございますが、雑貨と申しましても、これは非常に種類が多ございまして、ざつと分類したところでも約五千から六千あるというところでございまして、その辺の品目のとり方によつてさういふ誤差が生じたかと存じます。先生御指摘のとおり、全部あらゆる統計をつくらます場合に、ことごとくそれをきちつと一つのきまつた形でとるといふことが最も望ましい状態でございます、相互に連絡をとりまして、でき得る限りそれに近づけたらと思つておりますが、データのとり方によつてさういふ食い違ひが出たものと承知いたしております。

○石川委員 中小企業対策は相当きまかきにならなければならぬといふことは前から言われておりました、しかも、そのためには統計がよほどしつかりしなければならぬといふことは、前々から指摘をされておるところであります。ところが、通産白書の数字と違つたものが、これも通産省のほうで出てゐるということになりますと、これはまことに困つたことではないか。さういふ点できまかきな対策が必要であるが、中小企業対策などにおいて、これは中小企業庁の関係になると思ひますけれども、こういう点から見ると、この統計はしつかりした食い違ひのないものにしてもらわなければ困るというのを一言御注意申し上げておくと同時に、統一ブランドの問題は、結論的にいって反対すべきものでもないし、おそきに失した法案である。ゾリンゲンがさういふ性質のものであつたといふことは、今度私も初めて、浅学非才でわかつたわけでありまして、むしろおそきに失したのではないかと思ひます。こまかい点で質問をいたしたいと思ひますけれども、時間がありませんので、この程度にいたしておきたいと思ひます。

○橋口委員長代理 横山利秋君。通産大臣の時間が十分ごろまでだそうでありますから、本法案に若干関連しまして、当面の問題について伺いたいと思つたのであります。

それは例の日中貿易の問題であります。きょうの新聞にも非常にショッキングに書いてあるものであります。周四原則につきまして、肥料六社が一致して受け入れる体制を整えました。日中貿易は、この四月に入りましてから非常に伸びてまいりました。四月の輸出総額に占める国別順位では、中国が昨年四月の十六位から、米次に次いで二位に躍進をいたしました。今後中国貿易は着々と伸びる可能性が一応あるわけでありまして、しかしながら、古井さんが見えなくなりました。統一して周四原則が出ました。周四原則は、もう御存じのように、中国と貿易しながら韓国、台

湾を援助するようなメーカー、商社とは取引しない。韓国、台湾に投資している企業とは取引しない。爆弾を生産して米国のベトナム、カンボジア侵略を援助しているような企業とは取引しない。米国の合併会社とは取引しない。きわめて具体的、シビアなものであります。これに対して、どういふふうにおわれ方が受け取るべきかという点につきましても、肥料六社の中の住友化学の社長がこういふことを言っています。日華協力委員会への出席はやめる、という表題で、社長は、もとと純粹に経済的立場から参加したもので、政治的意図は全くない、中国側に痛くもない腹を探られるのは心外なので取りやめる。つまり肥料六社にいたしましても、鉄鋼の住友金属、川鉄の二社にいたしましても、経済的立場において判断をする、自分たちが何も政治的な立場において、あちらがいい、こちらが悪いという政治的判断をするのではない、こういうことを言って、結果として周四原則を受け入れる、こういう方向に順次産業界は動き出しておると私も考えるわけであり

ます。

そこで、デリケートな問題であります、大臣に伺いたいと思ひますのは、この種の動きに対して政府は介入をするお気持ちがあるのか、これが第一の質問であります。

○宮澤國務大臣 政府の立場から申しますと、貿易というもののいろいろな政治的な条件をつけるというところについては、いかがなものかという感じはいたしておりますが、しかし、民間の企業がどこと貿易をし、どこと貿易をしないかというところは、これは私は企業が自由に判断をせられるべき問題であると考えております。

○横山委員 古井さんが帰っておみえになったときに、中国側と古井さんの考えたこと、きめたこと等については、政府及び与党はたいへんおこたした立場をとられました。総理大臣も本会議で言われたことは、まことに感情的だと思われるようなこととございました。しかし、今回それに続いて出た周四原則について、産業界が経済的立場にお

いてこれを結果として受け入れるという意思表明をしたことは、古井さんがやってきた問題、イデオロギー的な政治的な問題とは別に、政府としては、産業界のあり方、どうしようとも介入しない、それに対して新しい制肘をしたり施策をしたりするようなことはしない、こういうふうな理解してよろしいのですか。

○宮澤國務大臣 私は企業の自主的な判断でおやりになるべきものだと思っております。

○横山委員 第三番目の質問は、それならば、日中貿易がどんどん今後発展をする、発展をする過程で、政府がかねがねケース・バイ・ケースといつておられた輸銀の扱いの問題が、どうしても組上の問題となってくる。そういう点については、今後ケース・バイ・ケースという原則をくささないで、必要があるならばそれを適用するといふふうに理解をしてよろしゅうございませうね。つまり私の申し上げることは、この周四原則を受け入れたことによつて、政府の施策について、いままでは少なくとも順次前向きというふうな感じを受けておったわけでありましたが、この順次前向きという考え方について変わりはなにか。それをもっと途中でやめるとか、客観的にいって政府はもろ何にもしないというふうな立場をとるのかという質問であります。

○宮澤國務大臣 政府がわが国と大陸中国との貿易が増大することをいねがつておりますことは、基本的な立場として変わりがございません。ただ、輸銀使用の問題になりますと、これは毎々申し上げますとおり、政治的な判断も含んでおりますし、また、純粹に経済問題といたしまして、その結果起こるであろう、たとえば台湾からの反応というふうなことを考えますと、わが国の貿易にとって差し引きどういふ損得が生まれるかというところ、これも考えてみなければなりません。したがって総合的に申しますと、この問題についての政府の考え方というものが、今回の古井氏の北京訪問、あるいは伝えられる周四原則と

いったようなものに影響されることはない、こう

いうふうにお考えをいただきたいと思ひます。

○横山委員 政府と産業界と若干の——若干どころでない、たいへん考え方に違いがあるようである。あなたが産業界に対して理解を示されることは、産業界が経済的な立場において周四原則を受けようが、あるいは受けまいが、それは産業界の自由であるから、それに対して制肘はしない、こう言っておみえになる。しかし、このことを、政府と産業界を比べてみますと、産業界は、台湾貿易が阻害されるというリスクをあえておかつても、中国貿易をしたほうがいいと考えておるわけですね。ところが政府のほうは、台湾に対する兼ね合いからいって一定の制肘がある、こういうふうにお考えのようであります。あなたがいらっしゃるように、貿易の振興という立場からいふならば、産業界がそのほうがいいというふうな考えをおるならば、国の貿易振興という立場からいふならば、通産大臣としても、それがある程度了した方策が出てまいりではないか。政府は政治的オンリーである、産業界は経済貿易的オンリーである、それは食い違つてもしかたがない、もうやるならかつてにやれ、こういうふうでございませうか。そこところ、わかつたようで、どうもまだまだ政府の腰が不十分な点が見られると思ひますが、どうお考えでありますか。

○宮澤國務大臣 まず経済あるいは貿易の分野に限って最初に申し上げますと、おそらく、わが国の企業の中には、台湾に資本投下をしておるものもございします、相当台湾で大きな経済活動をやつておるものもございしますから、それらの企業が今回の問題をどう判断するか、すべての人が中国大陸との貿易専一にかかろうと考えるわけにもまいりませんと思ひます。これらはいずれにしても企業の自主的な判断でございしますけれども、すべての企業がそのように動くということも考えられませんか。したがって、その点も政府としては考へておかなければなりません。それは貿易に限ったこととありますが、さらに問題を国益全

体ということについて広げて考えますならば、貿易だけが国益ではないということになると思ひます。

○横山委員 次の質問は日本プラント協会の問題であります。大臣もうちょっと聞いておいていただきまして、あとで御判断を願ひたいと思ひます。

日本プラント協会は、協会独自の引き合いキャッチによる輸出調整業務が、重要性が最近非常に著しく低下いたしました。少数の会員会社に対する補助金のトンネル機能に落ちり、会員会社においても協会のメリットを疑問視する状態となり、他方では通産省僚の天下り、出向ポスト確保、海外研修コースの場と成り下り、全く形骸化し、プラント輸出振興機関としての性格を急速に喪失しつつある状態である、こういう批判がございします。いま政府の補助金も約三億圓という額になつておるやうであります。このプラント協会が発足いたしましたときの歴史的経緯はともかくとして、現状におきましては、これはもう何か改善をすべき条件下にあると私も判断をいたしておるわけであります。

たとえば調整業務、談合の業務につきましても、四十四年度はプラント輸出が前年並みとして、協会案件はそのうち二・八％にすぎないといわれておりますし、協会調整案件の受注実績を見ましても、三十一年ごろ七・八〇％から一〇〇％に達しておつたものが一四％にしかすぎませんし、会員会社の持ち込み案件がほとんどとふえて、何か特定の会社のトンネル機能となつておる傾向が見られますし、協会案件の質が低下をいたしておりまして、この点につきましても相当考へるべき点がございます。また、技術調査団派遣が主力会社に集中しておるという傾向がございしますし、海外事務の活動状況を見ましても、中

小プラントに関する引き合いは年平均二百五十三件で、そのうち受注に成功するものは平均二件、〇・八％であるという傾向が見られますし、プラント類のリスク補償につきましても、法解釈につ

いて非常な混乱が見られる。

これは時間の関係で要約して申し上げましたが、このような状況で、もうこの日本プラント協会というものを根本的に改革をして、新しい立場において再発足をせよというような条件下に置かれておられるのであります。所管の局長の御意見をまず伺いたいと思います。

○赤澤政府委員 日本プラント協会につきましては、御承知のように、これはプラント輸出の主要なメーカー、現在では二十九社でございますが、これが集まってつくっております社団法人でございます。いずれもこれは非常に大きな大手のメーカーでございます。いま御指摘がございましたように、当初は、こういったようなメーカーが集まって、しかも、インドでありますとかパキスタンでありますとかいったような発展途上国に対して、みずからコンサルティングもやり、こういったプラント案件も発掘をし、そうしてこの二十九社がよりより過当競争におちいらないような調整を行ないまして、いわば秩序のあるプラント輸出をするということで、過去十数年運営をしてまいりました。ところが、プラント協会自身その後の推移を見ますと、一つには、プラント輸出メーカー、あるいは商社、あるいはまた別途民間のコンサルティング専門の企業等が漸次育ってまいっております。こういったことから、プラント協会が独自に行ないますような、いわゆるコンサルティングを中心とした案件の発掘というものが、漸次減ってきておられることは御指摘のとおりでございます。

ただ私どもとしては、将来こういったプラント輸出というものが、わが国の重機械輸出の中心に伸展をしていかなければならぬということも政策的には重視すべき点だと考えますので、この点につきまして思いをいたしながら、なお現状のいま御指摘のありましたような点等も十分考え、将来やはりプラント協会がプラント輸出の総合機関として十分その役割りを果たし得るよう、どういう形でこれを再編成と申しますか、考えていった

らいいか、こういった点について、目下プラント協会にも検討方を依頼をし、また、わがほうとしても、そういったプラント協会独自の検討と合わせて検討しておるというのが現状でございます。

○横山委員 通産省側と私の意見とは、そんなに違いはないとは思いますが、私どもが端的に見るところ、出発の歴史はともかくとして、いまや大企業はこの利用価値がなくなった、だから談合する必要もない、自分のところで独自に調査し、独自に契約をし、独自にやっていくんだという傾向に、これは経済の発展、企業の成長と相まってなってきた。だから、このプラント協会の利用価値、役割りというものは一変をしなければならぬ時期になっている。もうおそきに失してゐるのではないか。しかし、このプラント輸出に

ついでに必要性、重要性というものはますます増大していることは間違いないことである。したがって、この際むしろ角度を変えて、海外におけるプラント建設に明るい高級技術者あるいは開発専門家等の集団を擁する専門機関へと脱皮させて、名実ともに協会の目的を達成させるようにすることと同時に、中小企業に対してコンサルティングサービス、あるいは現地調査や、あるいはまた先進諸国のプラント輸出の動向、輸出振興政策、機関の調査や、あるいはプラント輸出契約、技術輸出契約、技術の研究、プラント類輸出リスク補償制度の調整、整備というようなことをひとつ専門にしてやっていきますためには、この際ひとつ、諸般のこれに類するようなものも集めて特殊法人にしてやたらどうか、こういうことを私は考えておるわけでありまして、もう通産大臣は時間でございますから、いま質疑をお聞きになって、どうお考えになりますか、御意見を承りた

い。

○宮澤國務大臣 特殊法人というものは、私どもなるべくつくりたくないという気持ちを持っております。そこで、プラント協会も発足後十五年ほどでございますが、いま政府委員が申しましたように、大企業は何といつても海外にネット

ワークを持ちましたし、また大商社のサービスもおのずからいいということで、情報などはかなり自分の手でもとれるようになりました。しかし中小企業はそうではない。ことに中小企業のプラント輸出は、私ども進めたいと考えておりますし、また過当競争があってもいけないというふうにも思われる。コンサルティングというふうな仕事も必要であろうと思ひます。したがって、プラント協会が十五年たちまして、従来の仕事の内容を、いまの新しい事態に対処してどのようにしていくかということは、これは考えるべき時期に立ち至っておると思ひます。

ただ、これを中小だけでやるということになりますと、費用の分担等々たいへんなことでございますから、そもそまいらない。したがって、いまあるような体制の中で、新しい問題にどう対処するかということは、これは私は検討しなければならぬ時期と思っておりますが、いわゆる特殊法人ということは、できるならば避けたいというふう

に思っております。

○横山委員 私は、中小企業を特に新しく再発足するプラント協会の一つの役割りにしてもいいが、そういったしますと、大臣がおっしゃるように、費用の分担の問題でたいへん障害がある。そういう意味合いにおいて、中小企業政策をあらためて推進するためにも、特殊法人としてこれをやらなければ、十全な援助政策なりあるいは予算の支出ということが困難ではないか、こういうふう

に私は考えるのであります。きょうは時間がございませぬので、これ以上申しませんが、日本プラント協会の今日の状況からいって、一刻も早く再発足をし得るよう御検討を切に要望いたしまして、私の質問を終わります。

○橋口委員長代理 中谷鉄也君。

○中谷委員 法案についてお尋ねをいたします。参議院で非常に本法案については詳細な審議をいたしております。特に何点かにわたってお聞きしなければならぬというほどのことはないと

思っておりますが、第五案第一項第一号について次の

ような答弁を三月二十四日政府委員はしておられます。「統一商標が通商産業省令で定める基準に適合するものであること。」「この点についての質問について、『基準』というものは一体どういうものかという点、これは商標として登録されたものであるということ。」「云々、こうあります。そこで第五案の第一項第一号によりますと、通産省令による認定基準というものは、まず商標法の商標登録を受けたものというところが前提になるというわけでありまして、そうするとある場合には、商標法の第四條に該当しないとして、すなわち、「商標登録を受けることができない」場合に当たらないとして商標登録を受けたものであっても、統一商標の認定商標になり得ない場合がある、こういうことでございます。要するに「通産省令で定める基準」というのは、まず商標法の登録を受けてきなさいということなんだから、そして商標法の登録を受けてあるものは、イコール統一商標の認定商標にはならない。ということ、そういう場合もあり得るということでございます。

○後藤政府委員 統一商標もまた商標であることに変わりはないわけでありまして、大前提としたしまして、統一商標は商標法の適用を受ける商標でございます。

○中谷委員 そうではないんです、尋ねてゐるのは、商標法の登録に基づいて商標登録をしてあるということが――私、誤解があるのかもしれないけれども、五案第一項第一号による認定基準の一つになっている。ところが、商標法の登録を受けて、統一商標としての認定商標たろうとしたものが、商標法以外の条件によつて結局認定商標になり得ないという場合、そういう場合には、もう一度今度は商標法による商標登録を抹消して、あらためて商標登録をしてもう一度申請し直すという場合もあり得るわけですね、こう聞いているのです。理屈を言えばそうなるでしょう。

○後藤政府委員 商標法によつて登録を受けた商標であることが前提であることは、先ほどお答え



いたしたとおりでございます。そこで、この統一商標としての通商産業省令で定めます認定基準には、まず第一に商標法によって登録された商標であることという以外にはかの要件を加えておりません。したがって、商標法によって登録されておる商標でありまして、全部それが統一商標としての認定を受けるということには必ずしもならないと思ひます。

○中谷委員 だから、プラスアルファの分というのは、後藤局長が政府委員として答弁されたところによると、「たとえちよんまげ印とかか大小チャンバラ印とか、そういうのはちよんまげ印とかかプラスアルファの認定要件があるから、せっかく商標法の登録を受けても、統一商標としての認定商標になり得ない場合がある」ということ、これは何か行政指導の面であらうということ、これが実務としてはなかなかそういう場合は生じないのかもしれないけれども、何かそういうむだなことがないような、行政指導として何かいい知恵はありませんか。

○後藤政府委員 商標法による登録商標であること以外の要件といたしまして考えられますことは、その特定貨物に付せられた統一商標が、仕向け国の工業所有権等と抵触する心配はないかどうかということ。それから第二に、ただいま私の参議院における答弁を御引用いただきましたのですが、やはり国全般の良識と申しますか、考え方があって、この統一商標法の一番基礎となっておりまして日本商品のイメージアップ、それから商標による具体化といいますが、イメージアップが表現されてくるというものの精神というものと背馳するような商標というものは、統一商標規程を認定いたします際に十分に申請者と御相談ができる。そこで先生おっしゃいました行政指導とい

うものをできる余地はあるものと考えます。

○中谷委員 商標法による商標登録をするかしないかというところは、通産省では無理な仕事でございませう。だから、商標登録ができるかできないかはわからないけれども、まず商標登録になったら認定商標になり得るかどうかが、要するに一番大事なのは、商標法による商標登録があることが前提でありますけれども、そのほかのプラスアルファの条件ないしは要件、認定基準についてまず通産省と行政相談、行政指導を受けて、そうして商標登録の出願をして、そうしてあらためて認定を受けるというふうなことにしないと、理屈の上ではむだな場合が生じますね、こう聞いているのです。

○後藤政府委員 統一商標は輸出向けのものにつけるわけでございますので、国内的にはさまで差しかえないというように考えられる商標でございまして、これが外国へ出てまいりますと、たとえば先ほど申し上げましたように、日本というものの対するイメージが間違ってくるというものがあつて、そのイメージが間違つてくる、こういうものはかの要件をつけ加えたわけでございますが、しかし、そういういたいがかと思われるようなものがあつてくる場合というのは、常識的に考えましてほとんど少ないと存じますので、行政指導というものを常に必要とするということではなくて、そういう場合があり得るというように考えております。

○中谷委員 それじゃもう一点だけ質問をしておきますが、十五号第一の適用除外というのは、具体的に存在しているのですか。

○後藤政府委員 お答えいたします。現在まだこの法案が通つておりませんが、したがって、統一商標規程の認定の申請もまだございませう。それから現在予想される業種はございませうが、それにつきましても、まだ現実にそれが提出されておるといふ段階ではございませうので、したがって十五号はそういう場合を予想いたしましたし、もしそういうものがある場合に備

えてつくつた規定でございしますので、現実のところ、どういったものが出てくるかという具体的な予想と申しますか、そういうものはございませう。

○中谷委員 参議院では本法案については参考人まで呼ばれたようだけれども、たとえば西陣だとか、あるいは燕などといわれている食器、これらについては、かりにいま局長が御答弁になられたように、本法案にいう認定商標の適用を受けた場合には、具体的な問題は生ずるのでしょうか。

○後藤政府委員 いまおあげになりました具体例につきましては、そういう事態は生じないと了解いたしております。

○中谷委員 そうすると、十五号の一号というのを書きに添へておられるけれども、法というのは完全なものでなければならぬということであろう書きになつておられるのであつて、当然認定商標の申請をしてくだらう、そうしてその場合には、すでに認定商標になるべきものと同一の商標またはこれに類似する商標を使用する権利があつて、そこに衝突、交錯があるというふうな具体的な予想例というものはないとお聞きしてよろしいでしょうか、というふうにお聞きいたしましたのですが、次の質問に移ります。あと一問で終わります。

十九号の問題についても、すでに参議院において質問が出ています。十九号の第四項、特に、「立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」とあります。そうして、第二十三条の第一号は、十三号第二項の規定に反して表示をした検査機関の役員または職員について罰則を設けております。そういう中で、結局本法案の考え方は、いい物を高く、後進国の追い上げに対してそういうことで対抗していく、中小企業の振興をはかつていく、輸出の促進をする、こういう法案だということでありまして、その趣旨を了解いたしますが、たとえば、統一商標をつけて、しかも統一商標としての認定商標をつけた、ところがそれが品質基準に合わなかつ

たなどということになると、これはかえつてイメージダウンにはなだしいことになるだろうと思ふのです。十九号の趣旨はこれでいいと思ひますけれども、罰則においても、第二十三条の一号等において、こういう場合には処罰されますよということの規定をして。一体、どんな場合に、どんな状況で、どういふふうなものが検査あるいは認められると考へられますか。「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」と、立ち入り検査の権限をどのように制限的に制限しております。そのことは私は当然だと思ひ、それでいいと思ひます。そうすると、一体第二十三条一号のような違反が出るといふことはたいへん遺憾なことです。そういう違反が出ないことを強く望みますけれども、もしかりにそのような違反事実があつた場合に、そんな違反事実、どんな状況、どんな場合、どんな方法、どんな端緒で発見されるというふうな現在にお考えになつておられますか。

○後藤政府委員 お答えいたします。第二十三条の罰則は、第一号といたしまして、十三号の二項に違反をいたしました表示を付した検査機関の役員または職員、それから二号は、第二十三条第三項の規定に反して表示を付した者、こういうものに対する罰則でございませう。

そこで、この一号の十三号二項の場合でございませうが、たとえば検査機関が認定規程に定めてある検査の方法によらずに検査を行つた。それから、その品質がその認定規程に定めてある基準に適合しているとして前項の表示を付する場合、それだけしか表示を付してはならない、こういうふうになつております。そうなつておりますから……。

○中谷委員 わかつております。

○後藤政府委員 それに違反した場合の罰則がこの第二十三条でございませう。二号のほうは……。

○中谷委員 わかつております。わかつているのです。もうそんなことはずいぶん詳しく質問もし

ていますし……。

十三条の違反がある。十三条の違反がないための立ち入り検査としての十九条があるはずなんです。しかし、十九条というのは「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」ということで、制限的に権限を制限している、そうでございますね。

○後藤政府委員 はい。

○中谷委員 しかし、そういうふうなことがあったらたいへんだからといって特に罰則まで設けている。そういう状態の中で、結局、「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。」とあるけれども、十九条の検査というものが、こういうふうな違反を指摘する端緒としては一番大きなものになるのでしょうか。どんな場合にそういうふうな十三条の違反が発見される可能性があるんですか。そういうことについて、もしそういう違反がまかり通るといふようなことであつたら、望まないことであるが、かえって統一商標をつけておるものが品質基準に合わないとなれば、イメージダウンになることはなほだしじやありませんか。だから、十九条の条文の趣旨は了とします。そうしてまた、十三条というものの担保のために、十三条の二項等の違反を犯さないために十九条の立ち入り検査規定のあることもよくわかります。しかし、そういうふうな違反事実はこの程度で十分に発見できますかどうかという趣旨の質問なんです。もうそれだけです。それ一つで質問は終わりますから、簡単に答えになってください。

○後藤政府委員 お答えをいたします。

例示的でございますが、海外から、こういう統一商標をつけた商品が出てきておるけれどもはなはだ品質が粗悪ではないか、というようなクレームがついてきた場合、そういうときには、これは一つの発見の端緒になると存じます。それ以外には、税関の検査の場合に、これは普通に考えましても、そういうたが重要な認定基準に適合したものと通ってきたものにしては品質がおかしい

じゃないかと、常識的には税関で考える場合が出てくるかと存じます。それ以外にちよつと……。

○中谷委員 終わります。

○橋口委員長代理 岡本富夫君。

○岡本委員 最初に、この法律の目的は「中小企業の振興に資することを目的とする」ということでありますが、統一ブランドをつくったからといって、それで輸出の振興に寄与できるのかどうか、その点についてまだほかにどういふことがあのか、これをひとつ局長からお聞きしたいと思ひます。

○後藤政府委員 お答えをいたします。

この法案は、中小企業の製品の中で、特に品質を向上して、その向上した品質にふさわしい統一商標をつけて、海外にその製品の成果を公表させるということをねらいといたしておりますのは、先生御承知のとおりであります。しかしながら、これはあくまでも中小企業の輸出振興の手段の一つでございます。根本的には、やはり中小企業自体が競争力をみずからつける、そうして海外の場で十分に大企業なりあるいは他の外国商品と競争し得るといふ体質を養っていくことが、諸般の中小企業政策として実施されなければならないと存じます。あくまでもこの法律は、そういう中小企業の輸出を振興して、それにふさわしい価格で販売をされて、その利潤が中小企業にはね返ってきて、中小企業生産業者に裨益するということをねらいといたしておるものでございまして、やはり全体の中の一つの方策である、かように考えております。

○岡本委員 そこで、この本法の関連するところの予算を一応聞かしてもらいたいと思ひます。

○後藤政府委員 お答えをいたします。

本年度におきます統一商標制度関係の予算といたしましては、まず第一に、海外宣伝費の補助金といたしまして二千六百九十八万九千円。これは統一商標を海外に宣伝するために、海外の雑誌、新聞等を通じてのPRをいたす、広告をいたすという補助金でございます。おおむねこ

れは四業種くらいを想定をいたして、二分の一の補助率になっております。第二番目が海外展示会費の補助金でございます。七百五十一万六千円。これは、海外において統一商標を宣伝いたしますための展示会開催のための補助金でございます。第三番目は七五%の補助率を考へております。第三番目に統一商標外国出願費の補助金八百三十二万円というものがございまして、海外におきまして統一商標の侵害されることを防止いたしたため、それを外国において登録するための補助金でございます。統一商標というもののについて、以上あげたのが本年度予算でございます。これは、昨年度もこれに似た額を計上しておたわけでござい

ますが、法案提出に至りませんで、昨年度はお流れになった、予算措置は講じてございまして、そのほかに、たとえばジェットロ等を通ずるいろいろな広報宣伝、情報収集、いろいろなジェットロの機能を通じて、あらゆる機会に統一商標の普及宣伝というものを進めてまいりたい、かように考えております。

○岡本委員 いままで、補助率五〇%、あるいはまた展示会の補助率七五%、あるいは外国登録費の補助金、こういうふうにあなたのほうで出しておりますけれども、こういう要求がありますか。あるいはまた四業種は何の業種を考へておるのか、どういふ要求があるのか、これをひとつお聞きしたい。

○後藤政府委員 お答えをいたします。

すでに、法的には定められておりませんが、新潟県の燕等におきましては、ツバメ印というマークを自分たちの話し合いによってやっておるという状態でございます。それ以外にも、たとえば京都の西陣織りでございますとか、あるいは福井県のがねワクでございますとか、あるいはまた大阪府のがね類、その他モザイクタイルとか、ギンガムとか、スカーフとか、刃物とか、そういうところで、こういう統一商標というものをにつけて

て、もつと自分たちの製品というものを海外に評価を高からしめて、そうしてそれにふさわしい価格で販売されるようにしたいという要望が、数年来私のところへ参つております。したがいまし、今回の法案を通過させていただきますならば、いま申し上げましたような業種からそういう希望が出てまいる、そういうことを予想いたしましての先ほどお答えいたしました予算でございます。

○岡本委員 私が現実を歩いて皆さんの意見を聞いてみますと、この補助率五〇%、なかなかこまではないというのが現在の輸出商品をつくっておる人たちの、中小企業はほんとうの実態である。そこで私の一つの提案は、ひとつ思い切つて全額に近い補助率を出して、こういうふうにやればこうなるのだという見本というか、サンプルといひますか、そういうものををつくらない、なかなか中小企業の人たちは踏み切れない。たとえば、中小企業の人たちは、失敗したら全部自分の財産をすつてしまふのです。ですから、商工会あるいはそういうところでもとめるについても、いろいろ意見が出てなかなかまとまらない。したがって私は、第一回は、一つくらいは思い切つてほとんど全額に近いものを補助してあげて、そうして一つそうした証拠というものををつくらなければ、ほんとうに今度やるところの中小企業の統一ブランドは生きてこないのではないか、こういうふうには各社の間を歩いてみてわかつた。ですから、ひとつ思い切つてそういうことはできないものだろうか、またそういう考えはないか、これをお聞きしたいのです。

○後藤政府委員 この統一商標制度と申しますか、この法案のねらいをいたしますところは、輸出向けの製品を生産しております中小企業の業者、業界が、自分たちの創意に基づき、自分たちの熱意によって、下から盛り上がる力によって、この統一商標というものをにつけて海外へ輸出して、その評価を高め、それにふさわしい価格を得たい、こういう努力を助長したい、こう思うわ



開、こちらで極力新しい技術を研究いたしまして、これを指導し公開いたしましたして、この技術を引き上げて先生のおっしゃるような効果を發揮していきたい、こういうふうに存じて努力しておるところでございます。

○岡本委員 はがねの鍛造についても、もう一つそういうような専門的な研究をしなければ、そしてその鍛造をやる場所に對してある程度の融資あるいはまた助成をしなければ、輸出は振興しない。もう一つは製造している人たちですね。はさみだとか、あるいはまた草刈りがま、こういうようなものも出ておたらしいですが、こういう輸出を製造しておるところに對しては、国からの何の助成もないわけです。輸出業者は、輸出しているんだからといって税金が安くなるとか、そういうような優遇をされておる。しかし製造しておるところはそれがいいわけです。そういうような輸出品を製造しておるところに對しても、中小企業庁としては意を用いていかなければ、私は輸出品がどんどん伸びていくということはないんじゃないか。この面についても一度答弁をしてくださいます。

○小斎説明員 先生おっしゃいますように、金融措置が伴いませんと確かに効果があがらないというところでございます。そこで、中小企業庁といたしまして一番力を入れます業種をこれから徐々に指定いたしまして、構造改善をしていこうと思っておりますが、この構造改善をいたします企業に對しましては、中小企業金融公庫から特別に特定中小企業構造改善貸し付けという資金によりまして、これは低利長期でございますが、これによって極力引き上げていきたいと思ひますし、また特定中小企業輸出振興貸し付けというものもございします。そのほかにも制度がございますので、これによりまして極力育成してまいりたいというふうに思っております。

○岡本委員 そうしますと、統一商標、こういうものをやろうというような考えがあるところ、あるいはまた、現在輸出品をつくっている、業界

ですね、これに対しては、特別にそうした制度を——いま制度がありましてなかなか現実には貸さないのですよ。しかも書類をつくるのに、だれが見るのか知らぬけれども、ほんとうに頭が痛い。こんなやつてなかなか返ってこないのだったら、二年も三年もかかったのじゃ何にもならないわけです。もっと事務を簡素にしなければならぬ、こういう面も要望するわけですが、それについてひとつ……。

○小斎説明員 私どもといたしますと、中小企業に對します金融措置はかなり念を入れてやっているつもりでございますが、確かに中小企業の数も多く、先生のおっしゃるような面もあることは、私どもも耳にしておるわけでございます。ただ、この統一商標をつけられますようなものは、その前提として、かなり熱心な、特に向上意欲の強いものでございまして、いま申し上げました構造改善融資あるいは輸出振興貸し付け、こういうものが適用される業種が多いのではないかと、いろいろに考へるわけでございます。おっしゃる点は今後とも十分気をつけてまいりたいと思ひます。

○岡本委員 それでは、約束の時間があれですから次に進みます。

罰則規定につきまして、二十二条、「第十六条の規定による命令に違反して特定貨物を輸出した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金」と、ところが次の二十三条で、「第十三条第二項の規定に違反して表示を附した検査機関の役員又は職員」これは「一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する」と、こういうことになっておるわけですが、この検査機関が変な検査をして出すのだったら、最初の「第十六条の規定による命令に違反して特定貨物を輸出した者」と、これは結果としては同じことになるのです。なぜ検査機関の役人に類する者のほうが刑罰が軽いのか。これはほくは納得いかないのですがね。だから金婚老みたいにならないうつが——金婚老は死刑になるかどうか知りませんがそれにどんだん差し入れた者は罪が軽いなんて、そんなばかなこ

とはありませんよ。これを一べん聞かしてもらいたいと思ひます。

○後藤政府委員 二十二条、二十三条の罰則についての御質問でございますが、この二十二条の罰則は、十六条の輸出停止命令に對する違反でございまして、これはたいへん重大な犯罪というぐあいに考へております。ほかの法令にもございしますが、他の法令とのバランスを考へまして、法務省の御意見を十分に承りまして、この二十二条の規定となつておるわけでございます。

二十三条でございますが、確かに効果といたしましては、その輸出停止命令に違反をして輸出をしたということ、それから検査がルーズでいいかげんであったために出ていったということ、海外においてはその商品の価値を落とす、これは結果としては似たような結果が出るという点はございしますが、この十六条の場合というのは輸出停止命令で、外国為替及び外国貿易管理法、あるいは輸出検査法、あるいは輸出品質デザイン法等々にも、すべて二十二条と同じような違反に對する罰則がきめてあるわけでございます。二十三条の場合は、若千二十二条に比較してあるいは軽いのではないかと、こういうことでございしますが、そういうことではございせん、十六条というものの持つてゐる輸出停止命令というものの重さとのバランス、それから他の法令とのバランス関係で、二十三条につきましても、法務省、内閣法制局と十分に打ち合わせをいたしまして、他法令とのバランス上こうなつておるわけでございます。決して検査機関の職員を若干ゆるくしてあるというぐあいの性質のものではございせんので、御了承願ひたいと存じます。

○岡本委員 それで検査機関ですね。これは民間の任意——要するに、たとえば海事協会とかあるいはフランスのBV、そういうものなのか。それとも国で検査するのか、そういう検査機関なのか。これをもう一べんお聞かせ願ひたい。

○後藤政府委員 輸出の検査機関につきまして

は、輸出検査法によりまして指定検査機関というのがございます。この指定検査機関には、国自體の行政機構の一部でございす通産省に付置されております工業品検査所、また各業種ごとに自分たちでつくりまして、それが公益法人として認められました検査機関、あるいは独自でなしに集まって、たとえば雑貨センターのごとく、幾つかの業種が集まつてできた検査機関というものとございす。

○岡本委員 これは要望しておきますけれども、この検査機関が、たとえば海事協会のように、現在検査機関があつても、船が大きくなつたために、その検査の基準よりもうんと違うわけですね。小さい船を検査しておつたが、船が大きくなつたために基準にないわけですよ。そういうものに、検査機関というものは、検査の基準というものをよくあなたのほうでチェックしないと、これはもう基準外だということとさつと通つてしまふ、こういうような例がいままであるわけですね。それで、ひとつ検査基準についてはきちんとなしなと、これは検査したことにならないことになりす。

次に、最後に一つだけ。これは貿易局長ではちよつとなにかと思ひますけれども、政務次官来ておりますか。——大臣いなければ政務次官が……。

○橋口委員長代理 岡本君にちよつと申し上げます。小宮山政務次官は、外交上の表敬を受けるためいま出られないところでございす。——それでは連絡させます。

○岡本委員 じゃ、政務次官来るまでほくの質問は保留します。

○橋口委員長代理 近江已記夫君。

○近江委員 本法案につきましては、参議院あるいは本委員会においてかなりの質疑が行なわれたわけでありす。私も若干の質問をしたいと思ひますが、中小企業製品が非常に伸び悩む傾向である、この点を非常に心配するわけす。この中小

企業製品の輸出の現状、特に伸び悩みの実態というものをひとつ簡潔にポイントを報告していただきたい。

○後藤政府委員 仰せのとおり、中小企業製品というものがわが国の総輸出に占める比重というものは相当高く、これはたいへん比重が高くて、重要な意義を持つておることも確かでございます。そしてまた、この中小企業製品というものは、最近絶対量としてはやはり伸びておりますが、伸び率において若干ずつ停滞きみである点も確かでございます。

計数的に申し上げます。輸出に占める中小企業の割合でございますが、これは歴年から見まして、重化学工業におきましては、総輸出額中中小企業の輸出額の占める割合は、昭和四十年から四十三年まで二九・三％、三一・二％、三〇・五％、二九・一％、ほぼ横ばいしか若干減つておりまして、四十四年はまだ一月から九月までしかあがつておりませんが、これが二八・八％と若干下がつておる、こういう状態でございます。それから軽工業関係におきまして、同じく四十年からの中小企業の輸出額の占めます比率は、四十年以降七四・七％、七六・五％、七六・四％、七五・二％というところで経過いたしてまいりまして、四十四年の一—九月が七四・七％。まあ重化学工業、軽工業、両方ともさほどひどい落ち方ではございせんが、これは何ぶんにも全部をトータルしてのなでありまして、品種によりましては、やはり相当伸び率が低下してきておるというものがあつたことは否定できない事実であるかと存じます。

○近江委員 過去において、統一ブランドを欠くことによつて外国市場において競争に敗れた事例というものがたくさんあつたかどうかということなんです。外国で立法措置によつて輸出振興が行なわれた例があるかどうか。ゾリンゲンなどは聞いておりますが、そのほかにそういう効果的な事例があつたら報告してもらいたいと思ひます。

○後藤政府委員 統一商標がないということに

よって競争に敗れたという事例は、これはちょっと統一商標自体がまだ存在しておりませんので、あげにくいと思いますが、しかし、個々ばらばらの商標をつけて輸出されることによって、それ以上に普及し、声価を保つておる外国商品に比較して劣性で申しますか、そのために不利な状態にあるという事例は、これは一般にあると存じます。そういった要望からいたしまして、今回これを統一商標という統合した形で外国における声価を高めたというものが、この法案のねらいとするところでございます。

つけ加えて申し上げますが、特に日本の中小企業製品は、従来ともいゆる外人バイヤーの買いたたきと申しますか、外人バイヤーがこれを買って、そして自分たちのブランドをつけて売るといふことで、その間に、その流通経路におきまして、多額の利潤を外人バイヤーによって占められる、したがって生産業者へはね返りが少ないという事例が、特に中小企業のうちでも軽工業製品について見られるわけでございます。

外国における事例でございますが、先生例示されましたように、ゾリンゲンの商標に関する法律がございまして、それ以外にも、これは法律ではございせんが、政令といたしまして、フランスのコンニャックについての政令がございまして、両方とも、ゾリンゲンにいたしまして、コンニャックにいたしまして、国内はもちろん、特に海外市場において確固たる声価を維持しておることは、やはり否定できない事実かと存じます。

○近江委員 輸出品の価値維持のために輸出検査法というものが制定されているのですが、この輸出検査法で品質の向上をはかっていけば、わざわざ法律を制定しなくてもいいんじゃないか、このように思うのですが、この検査法との関係について簡潔にお願いしたいと思います。

○後藤政府委員 輸出検査法はたてまえといたしまして、公的な検査を義務づけることによりまして、輸出品の言うなれば最低基準、最低レベルというものを維持し、これを今後できるならば向上

させたいというためのものがございます。この統一商標法は、さらにそれよりもっと高く、最低基準ということにせし、海外市場で声価を向上させたい。輸出向けに出荷される中小企業製品のうちで、特に品質がすぐれたものについてこの統一商標をつけて、それを保護する措置を講ずることによってこうした効果をあげたいということでございます。したがって、この法律の諸規定におきましても、統一商標としての検査に合格いたしましたものは、輸出検査法の検査はもう受けなくてもけっこうであるというようにきめてございまして、まあ輸出検査法が及第点すれすれの六十点といたしますと、この統一商標法は八十五点ないし九十点という優良製品という関係に相なるかと存じます。

○近江委員 この法案の構成が輸出入取引法に非常に似ているわけですが、そういう関係で、輸出入取引法の改訂あるいは運用をすることによって措置をすることができないかという問題なんです。もしできないとすれば、どういう理由からできないかという点をお聞きしたいと思うのです。

○後藤政府委員 統一商標法の趣旨は、先ほど来お答えいたしておりますとおりでございますが、この輸出入取引法は、生産業者に関しましては、輸出すべき貨物の国内取引に関する協定の設定を認めておるのみでございます。これにつきましては、アウトサイダー規制は行なえないことになっております。したがって、輸出入取引法をもってしましては、この法案のねらいとしております輸出の中小企業生産業者というもののに対する保護措置、効果の確保措置ということとは行なえない現状になっておるわけであります。

○近江委員 非常に時間がありませんで、できるだけ簡潔に聞いていきたいと思います。

法案の内容で二、三聞きたいと思うのですが、本法の適用候補の業種についてどういう予定をしておるかという問題です。それと、この提案理由の説明では、中小企業製品ということございま

すけれども、中堅企業の製品でもこういう措置を必要とするものはないかどうかという問題です。

○後藤政府委員 お答えいたします。この候補業種といたしましては、金属洋食器とか、あるいは西陣織りとか、めがねワタとか、めがね類とか、ギンガムとか、スカーフとか、作業工具とか、刃物とか、約十種ほどの候補業種が考えられておるわけであります。

それから、次の中堅企業でございますが、中堅企業は、いわゆる中小企業関係の法律に定義されております中小企業の範疇には属しないが、大企業というところまではいっていない、その中間的なものというように解釈いたしました。たとえば商工組合等におきましては、その構成員は三分の二までが厳密な意味での中小企業者であればいいというところで、したがって、もし中堅企業がこの統一商標法によるメリットを受けようとしたら

ならば、その中小企業者と一緒になってその商工組合の中に入る、もしくはこれに準ずる団体の中に入るといふことで、一つ救済規定はあるわけでありまして、それからさらに、統一商標規程を定めました団体が、統一商標の使用許可を他のアウトサイダーにも与えることによりまして、これによりまして、その中堅企業はアウトサイダーとしてこの統一商標法のメリットを受け得る。かような二つの方法があるかと存じます。

それから、中堅企業は大企業と中小企業との中間にあるものでありまして、具体例といたしまして、たとえば陶磁器関係では鳴海製陶とか三郷陶器というのがございまして、これは中小企業ではなくて、そうかといつて大企業というところまでもいっていないのですが、それぞれのブランド名として、前者はナルミ、後者はサンゴウという独自の商標をつけて海外に輸出をいたしております。ガラス関係では、佐々木硝子というものが3Sという商標をつけて輸出をいたしております。それから保谷硝子はホヤというのをつけております。それからおもちゃの関係では、トミー工業がトミーというのをつけて出ております。したがっていま

で、中堅企業関係では、自分自身の独自の商標によつて海外に進出すればまたそれでけっこうでございますし、もしこの統一商標法のメリットを受けたいということならば、先ほど申し上げましたような方法をとることも可能か、かように存じます。

○近江委員 この検査機関については、岡本委員のほうからも質問がございましたが、第十一号の第三号の認定規程で定める検査実行機関は、具体的にどういふものであるかということですが、それとこの基準であります。この統一ブランド及び特定貨物の品質のそういう基準、これは省令で委任されていることになっていふのですけれども、その内容というものがどういふものが予定されておるか、こういう問題です。簡単にお願いしたいと思うのです。

○後藤政府委員 検査機関は、輸出検査法に基づきます指定検査機関を活用するのが最善であるというように考えております。おそれなく、先ほど申し上げました十業種ともに、それぞれの検査機関を持つておりますので、これを活用して統一商標というものを進めていくことに相ならうかと予想をいたしております。

それから、統一商標を付し得る貨物の品質基準でございますが、一口に申し上げますと、その品質基準は発展途上国の製品とははっきり区別ができて、そして先進国の製品と肩を並べ得る、そういったものでなければならぬかと存じます。

○近江委員 この法案が通りますと統一ブランドがいよいよ実行になるわけでありまして、要するに海外で認識されなくてはならないと思うのです。いまジェットロ等であつておられると思うのですが、まだまだそうしたPRの点において、われわれから正直見てそれだけの活用がゆるいと思ふのです。その点どういふように今後強化されていくか、その点をお聞きしたいと思います。

○後藤政府委員 仰せのとおり、統一商標が今後幾つも出てまいりまして、この法律の効果が出てまいりますためには、何よりも海外市場において

その統一ブランドというものが認められなければこれは問題にならないわけでありました。したがって、予算関係といたしましては、先ほどの御質問にお答えいたしましたように、統一商標自体に関する海外宣伝、海外展示あるいは仕向け国の外国における出展に関する補助費等がございますが、その他一般的にジェトロ等を通じて、中小企業製品一般のPR、普及ということに関連いたしました、この統一商標の普及、したがってこの法律の実質的な効果の確保につとめてまいりたい、かように考えております。

○近江委員 この輸出振興というのは、統一ブランドだけではなくて、税制、金融、さまざまなそうした対策があると思うのですが、最近黒字定着ということで、輸出振興策について金利の問題とか、そういうことがいろいろ議論されてきておられるわけですが、この輸出振興策について政府としてどういう抜本的な考え方をしておられるかということなんです。この辺、最後の締めくくり質問としてお聞きして、これで質問を終わりたいと思います。

○後藤政府委員 お答えをいたします。

輸出の役割というものは、これによって外貨を獲得して、その外貨を活用して、対外経済政策全般の積極的な展開をはかるための基礎条件であることは申すまでもないことかと存じます。さらにまた、国内の経済成長あるいは量産による規模の利益実現のための牽引力ともなります。さらにまた、日本が比較的に他の先進国に比しておいております技術開発とか商品の多様化等を促進するために、一番基礎になるものはやはり輸出である、かように考えます。

最近、このところのしばらくの輸出の好調と、これによる国際収支の好転、外貨の蓄積ということによりまして、この十数年来官民をあげて努力をいたしてまいりました輸出振興、輸出マインドというものの、間違っても冷水をかけるような状態になってはいけません。たまたま外貨は活用すればいいのであって、輸出振興というものをおろそ

かにして、そして言うならば、縮小均衡型の経済をとるといふことは日本の国としてたいへん間違ったことである。したがって、輸出はあくまで振興し、同時にまた輸入の促進と並行いたしまして、日本経済自体の経済拡大、均衡の方向に持っていくことが大切であると私は存じます。したがって、あるいは黒字定着論ということにつきましても、いろいろ議論があるようでありましたが、何ぶんにも輸出というものは相手仕事でございますし、将来にわたって黒字が必ずコンスタントに定着していくという議論はできにくいと私は思うのであります。したがって、要するに輸出振興というものは、現在の日本の国力の発展に伴いまして、あるいは輸出金利を若干引き上げるとか、あるいは輸出税制というもののに対する意見等も出ておりますように、従来これをささえてきた非常に強い支柱というものを若干弱くするとか、あるいは支柱をなくすとか、これにも程度がありまして、そういったささえなしにも自力で輸出力が多くなっているような企業を育成し、その体質を強化させていくということは大切かと存じます。あくまで基本は、輸出振興というところは大切である、私はかように考えておる次第であります。

○近江委員 終わります。

○橋口委員長代理 吉田泰造君。

○吉田(泰)委員 この法案については参議院でも十分議論をされておりますし、また本日当委員会においても、具体的な条文についていろいろ質疑が行なわれておりますので、私がその質問を通じて特に感じましたのは、この法案の統一ブランドのことにつきましては、これは当然のことだと思ひます。ただ法律以外のところに問題があると私は思ひます。

というところは、指導とこれに対する予算だと思ひます。これをつくることはいけれども、たとえば商標というものは非常に即効性のものじゃなくて、長い日にち、不漸の努力を重ねて初めてこの法の精神が生かされると思うのです。

そういう意味からしますと、私は、まず実行は皆さん方、通産省の指導の体制にある、心がまえにあると思ひます。しかし、予算面を見ますと非常に十分な予算ではない。特定の業者だけが利益を得るからその予算は組めないのだという先ほどの局長の御答弁がありました。これは違ひますか。ただ現在の予算ですね。これの総額を見まして、たとえば国が全部やるというのは非常にむずかしいとか、いろいろ議論がありました。この予算面ではたして効果を生まるかどうかが、非常に疑問でございます。そういう意味で、もう少し予算措置をふやすような配慮がなかったならば、せっかくの法の精神が生かされなくなるだらう、かように考えます。あとこの問題につきましては、再度質問いたします。

その前に、二、三具体的な問題でちょっとお聞きしておきたいことだけ、簡単にお伺いをしておきます。

定義の二条でございますが、「この法律において「特定貨物」とは、その生産を行なう事業者の大部分が中小企業者である貨物のうち、海外市場における価格の向上を図るには、品質の向上と商標の適切な使用とが特に必要である貨物として政令で定めるものをいう。」この条文で特にいま通産省がすぐに統一商標等を実行するように指導したいと考えておられる業種、ひいてはもう少し将来的な長い、ロングランの形にした日本の中小企業者製品のうちで、どういった業種に利用したら望ましいと政令で定めようとなさっておるか。具体的な、身近な、直ちに実行できるものと、長意味で実行したいと政令で盛り込むべき特定貨物の種類をひとつお示しを賜わりたいと思ひます。

○後藤政府委員 お答えいたします。

直ちに着手と申しますか、直ちに適用できる業種といたしましては、燕の金属洋食器でございますとか、あるいは京都の西陣織でございますとか、あるいは福井のめがねワグでございますとか、大阪におきますめがね類でございますとかの

四業種、さらに、もっとほかには十業種くらいがすぐ出てまいり、かように予想をいたしております。将来これがどの程度まで発展していくかどうかというものは、もちろん私もこの統一商標法というものの普及を通じて、よく一般に浸透させたいと思ひますが、まずこのパイオニア的な業種が出てまいりまして、これがいよいよことになれば、ほかの業種もこれに追随して出てまいるといふように考えられております。

現段階におきましては、将来出てくるであろうという業種につきましては、先ほどお伺い申し上げました約十業種以外に、現在のところはまだ考えていない状態でございます。何分にも中小企業の輸出関係というものは非常に業種が多うございまして、したがって、その中からそういった統一商標というものの効果を認識し、それによるメリットを享受しようという自発的なまとまりができ、熱意を持った団体からの申請によってこの政令の内容はきまってくる、かように考えております。

○吉田(泰)委員 引き続きまして、関連がございますので、第三条の同じく政令で決定しなければならぬこととございすけれども、「その構成員が輸出向けに出荷する特定貨物の出荷額の当該特定貨物の総輸出額に対する比率が政令で定める率をこえているものは」とございすけれども、これもまた同じく業種によって違ひますけれども、法律的に明文化して、画一的な一定の比率ということになってきますと、それはどういふふうな政令のきめ方をなされますか。

○後藤政府委員 お答えいたします。

三条におきます比率は、原則として五〇%、総輸出額のうちで半分を占めるということを考えております。しかしながら、これはあくまで原則としてございまして、その業種、業界の事情に応じまして、必ずしも五〇%というのにステイックする必要はない、かように考えております。

○吉田(泰)委員 いまの局長答弁のお考えからすると、たとえば統一商標、統一ブランドを申請し

てその認定を受けようとする業界が——いわゆる業界によって比率が違ふということですね。自由裁量にすることですか。

○後藤政府委員 若干私のお答えがことは足らずであつたかと存じますが、五〇%というのを原則といたしまして、ただ業種によりましては、一例をあげますと、有田焼とか唐津焼とか、陶磁器関係ではいろいろのものがございまして、したがひまして、日本全体としての陶磁器の輸出額、そのうちの五〇%を何らかの一つだけの特定の陶磁器が占めるということは非常にむづかしい。そういう特殊なケースに對しまして、必ずしも原則としての五〇%を適用しないというつもりでお答えを申し上げたわけでありまして、自由裁量ということにせよ、あくまで原則としては五〇%、しかし業種によっては、それが適用しにくい業種があるもので、その場合は考慮いたしたい、かように考えております。

○吉田(榮)委員 これは具体的な質問になります、中小企業者の場合、団体で非常に指導者の層の薄さもございまして、その団体がまとまるという事は非常にむづかしい要素がいろいろございまして、そのときに、たとえば同じ団体であつても、一業種でアウトサイダーもおおむね二つの団体が同じように統一商標を別の角度で出しますね、地域差とかいろいろあることを考へて。その場合には、同じ商品であつても、二つの統一商標を許すような形になりますか、どうでしょう。

○後藤政府委員 本来この法案は、各自個々ばらばらの商標、あるいは自分の商標でなしに他の外国人バイヤーによる商標をつけて輸出するところから出てくる弊害と申しますか、そういう中小企業者の弱点を救つてみたいというのがねらいになつておるわけでございます。したがひまして、でき得ることなれば、その特定貨物が全部まとまりまして、そして一つの統一商標ということ海外に輸出されますほうがより効果的でありますし、これのPRにも資でありますし、認識される

にも時間が短くて済む、かように考えておるわけでございます。

したがひまして、私も今後の行政指導に關しましては、でき得る限りそういう方向によつて行ないたいと思ひますが、あくまでこれは民間の熱意を基礎として盛り上がつてくるものを助長保護するといふたてまえになつておりますので、どうしても業界でこれが二つに割れて、同じような品物でありながら、この地区のブランドはこれにしたい、この地区のブランドはこれにしたいという例が出てまいります場合には、これは業界の自主性を尊重する以外にないかと存じます。好ましくはないけれども、そういう場合はやむを得ないかと存じますが、そういう場合には、決して役所による介入とか強制とかいう姿勢ではなしに、この法律の趣旨をよく御説明して、こういう趣旨のものであるから、そのほうがかえつて皆さま方のお得になるでしよう、こういう趣旨ででき得る限り指導には熱意を注ぎたい、かように考えております。どうしてもそれは話し合ひがつかないといふことになれば、これはやむを得ない事態かと存じます。

○吉田(榮)委員 やむを得ないといふのは、やむなく二つの商標を許すということですか。認定するということですか、しないということですか。

○後藤政府委員 するということでございます。

○吉田(榮)委員 するということだと、局長、ちよつとこれおかしくなるのです。といふことはどういふことかといふと、たとえばこの法案の第三条は空文化するおそれがございまして、うのは、先ほどの答弁で、めがねとか西陣織り、あるいは燕の食器、そのほかに十業種くらいお考へになつておられる、統一商標を認定をしなければならぬような指導をしなければならぬようなものがあるといふことでございますが、そのアウトサイダーが一体幾らあるかといふことですね。それと同時に、一つの団体であつて、この第三条を見ますと、五〇%以上という原則論とるならば、中小企業者のことでございますので、十数業種を

並べてみた場合に、私よく調べておりませんが、おそろく相当数のアウトサイダーがあるであらうと思ひます。ところがアウトサイダーも輸出をしております。その場合に、相当輸出のアウトサイダーがある、その残りが二つのブランドをとつた場合に、その団体の五〇%の輸出量を確保できませんね。当初から半分にはなりませんね。だから原則として、いま政令で定める五〇%といふことにすでに問題があるのじゃないか。これはアウトサイダーの数が、そういう背景を知らぬで私申し上げておりますので、同時に御答弁を賜わりたいと思ひます。いま考えられております業界のアウトサイダーのパーセントと同時に、団体が一業種一団体であるかどうか、その辺のところをひとつ御答弁賜わりたいと思ひます。

○後藤政府委員 ただいま申し上げました金属洋食器の業界は、全国の業者に対する、現在熱意を持って進みたいといふ燕を中心とした業界の比率は七九・五%でございまして、これが全輸出に占める燕の団体の輸出比率は九七・八%、ほとんどこれは金額をカバーしておる、こういう状態でございます。それから、めがねのワタ、福井県でございまして、これは全国業者に対する団体の業者の比率は約二〇%でございまして、全輸出に占める団体の輸出のパーセントは九二・八%と、ほとんど全体をカバーしてしております。

ほかにも、全部ここでアウトサイダー関係を調べましたが、先ほど候補業種としてあげましたような団体は、おおむね、全国業者に占める業者の数もさることながら、総輸出量中にその団体の占めておりますパーセンテージが、一番小さいもので六〇%、一番大きいもので九七・八%といふように、先ほどの候補業種ではまず問題はないかと存じます。

しかしながら、先生御指摘のように、いろいろアウトサイダーもある業種がございまして、もともととそういう業界が一つの団体にまとまらずに、アウトサイダーのほうがつつと数が多いといふところでは、この統一商標法というものを適用する

のは無理でございまして、そういう、まとまりがあり、しかもそうしてまとまった団体が、自分たちの製品を統一商標をつけて海外に輸出をして、その価値を向上させて値段を上げて、その利潤を自分たちのほうにはね返さすようにしたいといふような熱意を持つておる業界でなければ、この法律はもともとの効果を期待できないわけでございます。したがひまして、アウトサイダーのほうがつつと多く、しかもアウトサイダーの総輸出額に占める生産量のほうが半分以上であるといふのは、残念ではございまして、もうこの法律適用の基礎的な前提からちよつとはずれておるというところ、これは、そういう状態のままに推移することが自分たちの損であるといふ業界の自覚がなければ、どうにもならないことではないか、かように考えております。

○吉田(榮)委員 私がここで質問をしたのは、五〇%、半分ぐらいといふ局長の御答弁だと、いま政令で適用なさるうとしてゐるその業界は、比較的アウトサイダーが少ない、輸出額も全般の輸出額に対するウェイトが非常に大きい、そういう業種を言われました。質問に入る前にちよつと聞いておきたいのですが、たとえば燕をとつた場合、そういう統一商標、統一ブランドをつくらなくても比較的アウトサイダーがないといふことは、まとまりのいい業界で、ということはいかえましますならば、バイヤーの買いたたきとか、そういうことに對しては抵抗を持った業界、団体であらうと思ひます。といふことは業界秩序が比較的守られやすい。あとでお伺ひしますが、いま統一ブランドをつくることによつて、貿易振興になる、買いたたきがなくなるとか、あるいはそのイメージアップができるとか、先ほどの答弁で具体的な数字は言えないといふことでしたけれども、このブランドをつくらうといふ背景には、ほんとうはそういうふうな背景が必ずあると思ひます。

私が言いたいののは、むしろ五〇%に満たなくても、業界のルールが非常に乱れてゐるようなところ



ろにこそ、そこに柱を一本立ててやる。そこでパイヤーなんかの買いたたき、中小企業製品のPRをしていく、そういうアウトサイダーがもう統一ブランドで協力してイメージアップをはかったほうが、会社のためにも、利益のためにもプラスになるというように指導が注がれるべきであらう、こういうように考えるのです。逆の見方をしているわけですね。非常にまとまったところは、比較的、値段協定なり、あるいは買いたたきなんかに対する抵抗がでるのじゃないか。むしろ五〇%に満たないようなところ、そういうものでも業界として指導すれば伸びられる、そういうものこそでこ入れをすべきじゃないか、こういう考え方の問題提起をしてみたいと思うのですが、局長、それに対してはどういうようにお考えでございませうか。

○後藤政府委員 私どもの考え方では、たとえば洋食器関係における燕の業界などというのは、これは中小企業の中でも、地域的にも、まとまりでも最上位に属する業界である、かように考えておりますが、そこが、過去の実例をとってみますと最近若干減ってきておるようでありまして、五十ピースのセットものでFOB価格七ドルないし八ドルぐらいのものが、米国の小売り価格は三十ドル前後と、こういうことになっておる。しかも、そこで商標はどうなっておるかとおししますと、現在、自主的に燕のマークをつけましてこれを推進しようじゃないかという動きは燕の組合の中にございまして、これがつけて出ておりますのは一〇%足らずでございまして、あとは全部それぞれの外人パイヤーのマークで出ておるという状態でございます。したがって、非常にまとまりがよいと考えられておるけれども、残念ながら過去からの慣性で申し上げますと、数々がまとまっておりますけれども各個撃破されると申しますか、向こうのやり方が非常にじょうず過ぎるのか、言うなれば、被害を受けて当然得るべき利益を獲得せずに今日まで経過しておる、こういう状況でございます。これをさらに、すでにその萌芽が出てきておりました、自分たちでマークをつ

くっておるというものに対する法律上の保護措置、確保措置というものを付けてこういった機運を助長したいというのが、この法律のねらいとするところでございまして。

先生がおっしゃいましたように、むしろ、てんでんばらばらでアウトサイダーのほうの数が多いという業界、これに對しましては、これは統一商標法以前の問題として、その業界に対する中小企業施策一般として、團結しまたまとめたほうがお互いに得である、そういう一般的な施策のほうに先行するものかと考えます。したがって、その後の施策がよろしきを得、効果をあげてまいった段階におきまして、この業種に適用されるという機運が盛り上がりつつあるのをとらえるべきでありまして、そういう実態になっていないところへこの統一商標法を持ち込むのは実現はむずかしいかと、かように考える次第でございまして。

○吉田(榮)委員 もちろん、いま燕とかそういう団体がまとまったようなところに対して統一商標が非常に効果があるというところは、われわれも当然そう考えております。ただ、そういうところは当然であるけれども、いま第三条で政令で定めようとする、五〇%原則論でございまして、そういう五〇%を割ったような場合でも、きめ方について私は問題提起をしたわけですね。というのは、もう少し業種の中で団体構成員の中のシェアが低くても、ということではアウトサイダーがあったりそういうことがあっても、一つの中小企業の体質改善で解決できるというんですか、統一ブランドが一つの誘い水になるのじゃないか。そういう意味で、原則論にとらわれなく範囲を拡大していただきたいという、やや要望を交えた質問であつたわけですね。そういうふうな御理解を賜りたいと思ひます。最後に、大臣もお見えになりましたので、一問だけ質問をさせていただきます。先ほど冒頭で、この統一ブランドのこの法案には何ら問題はありませぬ、非常にけっこうなこととございまして、ただ、けっこうにするためには、私は二つの要素が必要だ。ということは、非常に即効性ではな

くて、商標なんという場合には、やはり長い日にちPR効果をあげていく、商標の信頼度を海外に高めていくという作業が要りますので、通産省の指導とこれに伴う予算措置が望ましい。ところが四十五年度予算を見てみますと、外国登録費の補助金、あるいは海外PR費の補助金、海外展示会費補助金、こういうのを見てみても、非常に少ないのではないかと。ということは、非常にいい法案であつて望ましいことであり、中小企業者がドイツのゾリンゲンみたいな一つの銘品として——中小企業に後進国の追い上げがどんどん続いている時代に、これこそ私は非常にいいことだと思ひます。ただし、いいことを実行するには、もう少し通産省本腰を入れた予算を組んで、将来の後進国追い上げに對抗して、日本の中小企業製品のシェアがだんだん狭まっていくのをとめていく、むしろ広げていくという前向きな姿勢で指導と予算——指導はこれからの問題でござい

ますが、予算はもう数字に出ております。それでいささかお粗末な予算ではないか、このような考え方をしますが、大臣はこの予算について、これから将来の中小企業——一つの統一ブランドというものは非常に画期的なこととございまして、いいことだと思ひますが、このようなことではたしていいかどうか。もう少し予算をふやして、ほんとうに不断の連続的なPR活動ができるような助成措置が望ましいのではないかと。これについてひとつ御答弁をいただきまして、私の質問を終わります。

○宮澤國務大臣 この法律によりまして、統一商標を付した商品が海外の信用を博することになりますと、文字どおり、従来わが国が得意といたしました品物とまた違った意味で、わが国の中小企業における労働の質の高さと、きめのこまかさというものが海外に認識されることになる。それを期待しておるわけでございますが、幸いにしてこのたびこの法案が成立いたしましたので、幾つかのものが指定を受けるようになりますと、まさにこれは相当急の長い仕事をしなければならな

せん。現在、海外宣伝費補助でありますとか、海外展示会費補助であるとか、あるいは外国登録出願費補助であるとか、一般的にもっと商標によりましてところの予算等ございましてけれども、今度この法律を御可決願ひまして、統一商標を付したものがいよいよ海外に出ていくということになりましたら、これはもう従来と違つた新しい局面を迎えることとなりますので、予算措置につきまして、それをもっときでなく長きにわたつて特段の措置を講じて、わが国の中小企業のはんとすぐれたところを外国に見てもらふ、ぜひそういう努力をいたさなければならぬと思ひております。

○吉田(榮)委員 終わります。

○橋口委員代理 岡本富夫君。

○岡本富夫委員 先ほど本案の質疑にあたりまして、大臣も、それから事務次官も、両方ともおひでになりません。いろいろ時間の都合もあつたろうと思ひますけれども、若干軽視されたんじゃないかという感じがもしないわけではございませぬけれども、いざにいたしましては大事な法案審議でございまして、大臣に一言だけひとつ念を押しておきたいことがあるのです。

それは、先ほど若干局長にお話ししましたのですが、この中小企業の輸出の振興、これにつきまして、本法が成立したといたしまして、現在の中小企業の人たちの実態というものを考えますと、この法案を活用するためには、こちらでいま考えているような状態ではなくして、相当ギャップがある。すなわち、もうその日その日の生活、その日その日の金融、その日その日の商売に追われておりました、統一商標法をこなすことがなかなかできないのじゃないか。五〇%の補助率ということでありますけれども、たとえば二千万のお金を集めるにはたいへんだ、こういうことを考えまして、試みに全額というわけにもいきませぬけれども、九〇%ぐらいの補助率をしてまず一つの商標をつくるのが大切である、こういうふうな私、局長に提案したのでありますが、大臣のお考



えはいかがでございましょうか。

○宮澤國務大臣 それはやはりものの考え方だと思ふのでございすけれども、品物を国内に売るとは、まさにわが国のような国情から申しますと非常に必要なことでございすけれども、これが一時的な輸出というものに終わらないためには、やはり輸出によるかせぎというものが一時のことではなく、その企業の経営の中に組み込まれるということが私は大切であらうと思ひます。国がとことんまで補助して輸出をさせるということよりは、やはり企業としても、国内に売るか、輸出にするか、いずれにしても相当の利益があるというようなことでございすものと長続きがしない。そういう見地から申しますと、一時、ことに一種目を限つてといういまのようなお考えも、短期の奨励策としては一案かと思ひますが、私どもはやはり恒常的に、それも幅の広い日本の中小企業の製品を、海外にその価値を買ってもらはうと考へております。そのためには、自分のために、しかも長期にわたつての輸出のための品質改善をはかるという企業自身の努力が大切だといふふうに考へますので、ただいまのようなお話、ごく限られた種目、限られた期間、これはわからないではございせんけれども、長い目で見ますと、五〇%ぐらいというものが、政府に対する依頼心を起こさせない、あるいは国としても不当に突っかかり棒をするのではないといふ、一つのいいところの限度ではないかといふふうに私どもとしては考へるわけでございます。

○岡本委員 それはそれ以上多くは申しません。そこで御承知のように、これは大臣ですからお聞きするのですけれども、四エチル鉛、こういう猛毒が輸入されてゐる。これは御承知のように、ぼすと丸が四エチル鉛を積んできて、そしてそのあとに掃除に約八人が入った。そうすると、そのうち三人は死亡した、五人は半狂乱になつてしまふに入院してゐる、こういうような事件がありました。これは有名な事件でありますから御存じだ

と思ふのですが、そういうような猛毒のものを積んできた。これは本年の一月末、イギリスの貨物船ロンドン・シチズン号がアメリカから輸入する四エチル鉛を上甲板に積んでおつたわけですが、そのドラムかんが破れて非常に液が流れた。それを処理するため、原綿にしみ込ませて何とか食ひとめた。それが神戸港に入港したしまして、四エチル鉛の汚染原綿が神戸港の埠頭に置いてあつたわけですが、一月二十九日に荷揚げされて、汚染綿がずつとそのまま置いてあつたわけですが、これは過マンガン酸カリ液をかけて中和するというところになつておつたのですけれども、そういう処理もせずにあつた。陸揚げすると、神戸の海上保安部、あるいはまた神戸の労働基準監督局というところにも、それを取り締まる法律がないわけですが、それがたつてそのまゝ野ざらしになつてゐた。その付近には子供がたふさん遊んでおる。こういうあふないものがほうつてあつたわけですが、そのうちにその二百二十一梱包が市販されてしまつて全部なくなつた。これは何のチェックもなく、猛毒であり、それに中毒しますとだめになつてしまふ、気違いになるといふものがそのまゝになつてゐる。これは非常に不安であります。したがつて、こうした法的規制のないものに対してこまかい問題でございすけれども、非常に問題について大臣が力を入れてよく取り調べをしていただきまして、こうしたものを市販されないように特別な手を打つていただくかどうか、それをお聞きしたいのですが、いかがでございしょうか。

○宮澤國務大臣 実は初めて伺ふことでございすが、四エチル鉛が放置されておるといふことは、もうだれが考へてもないはずのことでございます。その神戸の埠頭にございしたものが何であつたのか実は私も存じませんが、もし四エチル鉛そのものではなくて、中和されたものでありますれば問題が少のうございすが、これはよく調べてみます。四エチル鉛そのものは非常に猛毒物でございすから、よもやそういうことは

と思ひますが、よく調べまして、関係方面とも連絡いたしながら調べさせていただきます。

○岡本委員 これは朝日新聞に出ておりまして、また現地のほうでも非常にやかましく言つた問題です。ですからそうたびたびある問題ではないと思ひますけれども、四エチル鉛というのは御承知のように猛毒でありますから、大臣御承知でなかつたようですが、特別にひとつ考慮していただきたい。これを要求いたしまして終わります。

○橋口委員長代理 中村重光君。

○中村(重)委員 中国貿易の問題については、閉会中に統一テーマとして大臣にいろいろ伺ひをいたしたいと思つておりますが、大臣も御承知のとおり、最近、周回原則に基づいて、いわゆる大手業者のダミー業者と称する業者が、台湾との貿易を打ち切つて中国貿易一本に変えていくと云ふ動きが出ておるようであります。これに対して政府は、もちろん圧力をかけることではなくて、業者の自主性にまかせざるべきであると私は考へるのでございますが、この際、大臣の明確なお考えをひとつお聞かせ願つておきたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 けさほど横山委員にもお答え申し上げましたとおり、これは業界が自主的に判断いたすべきことだと考へております。

○中村(重)委員 軽工業品輸出の大宗は言うまでもなくアメリカであるわけですが、ところが、最近ではアメリカの輸入制限の動きというものが非常に活発になつてきたようでございます。そこで、貿易の多角化ということが強く要請をされておるわけでございますが、政府といたしまして、もちろんそのことを望んでおられると思ひますけれども、強力な指導が必要であらうと思ひます。その点に対する大臣の御方針を伺つてみたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 わが国の経済が概して重化学工業化したしまして、輸出もふえ、こゝまで参りましたけれども、しかしそれは、いわゆる軽工業というものがわが国に本来向かないといふことでございせん。むしろ軽工業の中で――これは重

化学工業に比べれば幾らか労働集約的になると思ひますけれども、わが国の労働の質は非常に高うございすから、かりに多少労働集約的でも品質がよければ、すなわち品物が高級でかつ付加価値が高いものであれば、いわゆる発展途上国に伍しまして十分にメリットを買つてもらへるはずでございます。したがつて、それらのものについて私はその上に構造改善をかけたして、文字どおり個人的な趣味性の高い、また付加価値の大きい高級なものをわが国の軽工業が生産する、そういったようなことを、中小企業が主でございまして援助をしてまいりましたし、これからもそうしてまいらなければならぬと思つております。また、ただいま御審議願つておりますこの法律案も、一部そのような目的を持つておるわけでございます。

○中村(重)委員 海外市場の多角化をはかつていく、こういうことになつてまいりますと、出先のいわゆるジェトロの果たす役割りというのは非常に大きいのではないかと私は思ふわけですが、ときたま私も外へ参りまして、まず第一に關心を持つのは、ジェトロがどのような役割りを果たしているのだろうか、その動きはどうだろうかといふことで、関心を持つて実は話し合ひをいたしております。ところが予算の面の制約というものはあるわけですね。それから機動力というものが実はない。かつて田中委員からもこの点について質疑をし、強く指摘したところでございますが、今回の統一ブランドのPRというようなことを含めて、このジェトロの強化策といふことを政府は積極的に考へてみなければならぬと思ひます。その点、大臣のお考え方がいかにございしょうか。

○宮澤國務大臣 いわゆる軽工業、ことに統一商標との関連で申しますと、そのための海外宣伝費の補助でありますとか、展示会の補助でありますとか、あるいは統一商標の外国出願の補助でありますとか、幾つか項目がございすが、やはり中

心になりますのはジェトロでございます。ことに最近は大企業の品物は何か外国でも成果を確立しつつございますし、商社活動も盛んでございますけれども、中小企業の品物はなかなかそうまいりません。これはやはりジェトロというものがかなり意識して、質の高い中小企業製品を広めてもらうということが必要だと思います。在来ジェトロにつきましては、国会の積極的な御支援も得て逐年予算も伸ばし、人もふえ、海外のブランチの数もふえてまいりましたけれども、そうしてこの施策は私も成功していると考えておりますから、今後ともジェトロにつきまして、さらにさらに活動範囲を広め、深めますように、予算の上におきまして、また人的な面でも、また出張所等の設置等につきましても、努力をしまいたいと考えております。

○中村(重)委員 私どもは、ジェトロはやはりプロパーの職員を指導していく必要がある、できるだけ通産省その他からの出向は押えていかなければ意欲が出ないのではないかとこのことを考え、そのことを指摘してまいりました。ところが正直に申し上げて、私もが外地でジェトロの方と会いますと、どうも通産省出向のジェトロ職員の方が何か非常に意欲的で活発だという感じがしてならないのです。私はそのことは大いに歓迎すべきだと思ふのですが、プロパーの職員に対してやはり何とか自主性を、意欲を發揮させるということについての阻害要因があるのではないかとこのように考えられる。ですから、プロパー職員にひとつも意欲を持たせる、そうしてどんどん引き上げて主要ポストを占めさせるといったような指導が、私は必要だというような感じがいたしますが、その点どうでしょう。

○宮澤国務大臣 現在ジェトロの海外駐在員二百四十三名のうち、官庁出身者は七十四名だそうでございます。これは確かに多いございます。しかし、これは御承知のようにいきさつがございます。ジェトロが発足して間もなく、ジェトロ自身の人を採用したわけでございますけれども、

まだこれだけの年数しかたっておりませんから、どうしても上のほうの管理職や海外のチーフということになりますと、まっすぐにジェトロに入つた人はまだそこまで経験的にも成長していない、そこで官庁で経験のある者がチーフになつていくというふうなことを、いまだに確かにあちこちでやっております。しかしこれには、本来申せば、ジェトロという団体がここまで育ちましたし、必要はない。役所として海外に出さなければならぬポストはたくさんございますので、本来こちらが好んで出したと申しますよりは、その土地に定着いたしましたために、相当の経験と年齢の者が出ていかなければ店をあげるということがむずかしかったというふうな事情が影響しておると思ひます。したがって、これは私どもの方針として申し上げることができのですが、本来こういうことは変則でありまして、ジェトロ育ちの人が、文字どおり各地のチーフになり、また市場を開拓してくれることが本則でございます。私どもは、人が育つたにたがってそうすべきであると考えておりますから、ただいまのように通産省等から出向いたしております姿はむしろや変則である、ときどきに改めてまいりたいと思ひます。ジェトロが自身採用を始めたのは昭和三十三年だそうでございます。そこで、もうしばらくいたしますとこの人たちが自分たちでジェトロを背負つて立つていけるようになる、そういたしたいと思つておるわけでございます。

○中村(重)委員 大臣の考え方、私はまあ當を得ていると思ひます。先ほども申し上げましたように、通産省出向のジェトロの職員が活発な動きをしていられるという事実だけは認めてきたわけですが、反面、申し上げたように、もう少しプロパーの職員が活発にやつてもらいたいというふうな感じを持ちますとともに、プロパーの職員が一番車を持たないのです。たまたま自分のいわゆる自家用車で行動しているということですね。ですからそこあたりはひとつ大臣も——こまかい

ことで非常に大切な問題であると思ひます。自主性を持たせるといふ意味からも、活発な行動を展開をさせるという意味からも、やはりそうした機動力を發揮させるということですね。それらについての御留意もひとつジェトロと十分話し合つてやっていたきたい、こう要請をいたしておきます。

なお、この軽工業輸出品の大宗を占めている中小企業製品ですが、これにはバイヤーが介在している例が私は非常に多いと思ふのです。そのことは、バイヤーの動きが活発である、それがいわゆるわがほうの自主性をそなつておるといふような点も、弊害として相当あるのではないかと私は思ひます。そこで、この統一ブランドのPRをさらに盛んにし、効果を發揮していくために、改善をしていかなければならない点が非常に多いと私は思ひますから、それらに対しての指導方針ということをおきたいと思ひます。

○後藤政府委員 私から答え申し上げます。外人バイヤー自体の動きを政府として押えるというわけの施策はとりにくいかと存じます。事実また外人バイヤーが、先生御指摘のとおり、従来いわゆる買いたたきというふうなビヘービアをとつてまいりましたことも事実かと存じます。それでこの統一商標法もこれが防止策の一つとなつてまいるわけでありまして、要はこうした業界の団結とそれから自覚、熱意によりまして、そうした外人バイヤーに乗ぜられないような体制をとらせることが一番必要であると存じます。先ほど来お答え申し上げておりますように、現在この統一商標法の適用を受けたいという意欲を示しております業界が約十のぼつて出てきております。これは、そういった弊害を自分たちも自覚し、これから免れ、自分たちの努力によって進みたいという熱意が起つてきておるあらわれかと存じます。で、こういった傾向を、本法案、さらにまたほかの施策を通じて、助長育成してまいらる方向に進めたい、かように考えておる次第でございます。

○中村(重)委員 まあ相當積極的にながらうの自主性を十分持つて対処するように、これはやはり輸出業者の共同化、その面の指導というものは、申し上げたようにほぼ強力な指導が必要だと思ふのです。統一ブランドということになつてくると、その点特に留意される必要があるだろう、こう私は思ひます。

それから金属食器は、御承知のとおり構造改善計画の指定業種ということに実はなつていられるわけですね。その計画に品質目標というのがあるわけですね。四十三年度が低級品が七六%、中級品が一六%、高級品が八%。四十四年度は低級品が三五%、中級品が四二%、高級品でも二%といふ実績になつていられるのです。そうなつてくると、この統一ブランドを実施した場合に、品質の問題が私は非常に大切であらうと思ふのです。成否のかがはそこへかかつていられるのではないかとこの感じがいたします。そこで統一ブランドの品質基準というのをどう考えているのかという点が一点お伺いをしたい点です。

それから、七%を占める中級品、低級品に対しての扱いをどうするのか、これは実は関連があるわけでございますから、政府の指導方針ということですね。それから、先般私がヨーロッパに参りまして、大使館、領事館等あるいはジェトロも口をそろえて言うことは、ヨーロッパ諸国に対して特に品質のいい優秀品を望んでいるのだ、そのことでわが国の市場の開拓の余地というものは十分あるのだということを非常に強調しているのです。これはどこに行つても一致した考え方ですね。ですから、今回の統一ブランドの制度をここで活用されていく、制定をされるということとかがみて、そのこと自体だけではなくて、やはり品質を引き上げていくという指導というものが私は必要になつてくるであらうと思ひます。以上の点についてひとつ大臣にお考え方をお聞かせ願つておきたいと思ひます。

そこで端的に申し上げますならば、発展途上国製品とは峻別できる、しかし同時にまた先進国製品と十分に比肩し得る、こういったものであることが必要であると存じます。したがって、先ほどの中小企業の構造改善の仕分け目標、上級品はもちろんでございますが、中級品のうちどの

という段階でございませんと、統一ブランドをつけますと、大部分はそれに合格しない品物ということになってしまいます。ちょうど、先般来申し上げておりますように、幾つかの品物については、まず海外に家の紋をつけて出しましても恥ずかしいところまでほほまいましたから、これをもう少しあつと押しすることによって、かなり広い分野で統一商標を出してもだいじょうぶだということまで来たという感じがいたしましたので、今回法案について御審議を願っておるわけでございます。一たび紋章をつけて出しましたら、これがあつたになつて海外でいわば家名をはずかしめることのないように、これは私ども十分厳選をしてやってまいらなければならないと思つております。

次回は、明十三日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

昭和四十五年五月二十三日印刷

昭和四十五年五月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局